

## 鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和3年6月17日（木曜日）		
開 会	午前9時58分	閉 会	午後2時32分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 田村 繁巳 副委員長 朝野 和隆 委 員 岩永 安子 米村 京子 西村紳一郎 平野真理子 長坂 則翁 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史		
事務局職員	調査係長 中川 真理	議事係主任	橋本 圭司
出席説明員	<p><b>【教育委員会】</b></p> <p>教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘          教育総務課長 横尾 賢二 教育総務課課長補佐 入江 卓司          教育総務課学校施設係長 河上 大輔 次長兼学校教育課長 安本 雅紀          学校教育課課長補佐 西尾 靖子 総合教育センター所長 安田 直人          学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 谷本 彰彦          文化財課長 佐々木敏彦 文化財課課長補佐 佐々木孝文          生涯学習・スポーツ課長 中原 登 生涯学習・スポーツ課課長補佐 小谷 昇一          生涯学習・スポーツ課施設係長 岸本 和也 中央図書館長 長本 次郎          中央図書館副館長 大角 正道</p> <p><b>【経済観光部】</b></p> <p>経済観光部長 平井 圭介 次長兼経済・雇用戦略課長 大野 正美          経済・雇用戦略課課長補佐 古網 竜也 経済・雇用戦略課市場開拓係長 岩崎 勝紀          経済・雇用戦略課雇用政策係長 保木本 淳 企業立地・支援課長 西田 茂樹          企業立地・支援課参事 綱田 正 企業立地・支援課課長補佐 太田 順二          企業立地・支援課誘致・振興係長 山根 裕史 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和          観光・ジオパーク推進課参事 米澤 裕治 観光・ジオパーク推進課課長補佐 西垣 拓二          観光・ジオパーク推進課観光振興係長 川口 隆 経済観光部参事 前田 武志</p> <p><b>【農林水産部】</b></p> <p>農林水産部長 田中 英利 農政企画課長 山川 泰成          農政企画課課長補佐 蔵増 達弘 林務水産課課長 山口 真二</p>		

	林務水産課課長補佐 下石 直生 農村整備課長 坂本 武夫 農村整備課課長補佐 大和谷雅人  <b>【農業委員会】</b> 事務局 長 谷口 博信 局長補佐 田中 陽一
傍 聴 者	2人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

**【教育委員会】**

◆**田村繁巳委員長** 皆様おはようございます。ちょっと時間が早いですが、全員そろいましたので行いたいと思います。

ただいまより文教経済委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおり、まず、教育委員会の議案説明、報告を受けた後、経済観光部、農林水産部、農業委員会と進めてまいります。議案につきましては、本日は議案付託前の事前調査という位置づけで行っており、質疑は行いませんので御承知おきください。ただし、聞き取りにくかった点、用語の確認は可能ですのでよろしく願いいたします。また、陳情の審査を1件行いますので、こちらもよろしく願いいたします。なお、日程に記載はありませんが、急遽、教育委員会より追加の報告を受けることになりましたので御承知おきください。

教育委員会の審査に入ります。初めに尾室教育長に御挨拶をいただき、人事異動で替わられた方で自己紹介がまだの方があればお願いいたします。尾室教育長。

○**尾室高志教育長** はい。皆さんおはようございます。本日は文教経済委員会ということでよろしく願いいたします。本市では6月1日の火曜日に229例目の感染者が判明してから、この2週間以上感染が確認されていないということで本当に大変うれしいといたしますか、市民の皆様の御協力、大変感謝しているところであります。引き続き次の波が来ないようにしっかりと感染拡大防止に努めてまいりたいと思いますが、ワクチンの接種も始まっておりまして、このスピード感あるワクチン接種として感染対策をしっかりと、これからのコロナに備えていきたいというふうに考えております。教育委員会も頑張っていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議案が第79号から95号までの6議案、それから報告が3件ということでございましたが、先ほど委員長のほうからもお話がございましたとおり、昨日、東京オリンピックのジャマイカ代表キャンプが中止になったということを受けまして、1件改めて報告させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。説明に当たりましては担当課長のほうから説明いたします。よろしく願いいたします。そして、この後、前回4月の臨時議会に出席していないメンバーがおりますので、改めて自己紹介させていただきたいと思います。よろしくお

願いいたします。

- 安田直人総合教育センター所長 おはようございます。4月の人事異動により鳥取市総合教育センター所長を拝命いたしました安田直人と申します。よろしく願いいたします。
- 岡田康子総合教育センター所長補佐 失礼いたします。4月の人事異動で総合教育センターの所長補佐を拝命いたしました岡田康子と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 宮本 敦さじアストロパーク所長 失礼します。4月の人事異動によりまして、さじアストロパーク所長を拝命いたしました宮本敦と申します。よろしく願いいたします。
- 大角正道中央図書館副館長 4月の人事異動で中央図書館副館長を拝命させていただきました大角正道と申します。よろしく願います。
- 岸本和也生涯学習・スポーツ課施設係長 おはようございます。同じく4月の人事異動によりまして、生涯学習・スポーツ課施設係長を拝命いたしました岸本和也と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- ◆田村繁巳委員長 以上ですか。はい。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

#### 議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

- ◆田村繁巳委員長 それでは議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いいたします。安本次長。

- 安本雅紀次長兼学校教育課長 失礼いたします。令和3年度一般会計補正予算案教育委員会所管に属する部分について、お配りしております文教経済委員会資料で説明させていただきます。歳入予算に関しましては歳出予算を説明する中で、必要に応じて特記すべきものについて触れさせていただきます。

そうしましたら本日の資料、文教経済委員会資料3ページをお開きください。教育費、教育総務費、事務局費、事務局運営費、予算書は36ページ、事業別概要書は40ページ上段になります。補正額は22万円でございます。財源内訳は全て一般財源でございます。これは小学校の児童が遊具から転落した事故に関する損害賠償請求事件に関する訴訟代理人弁護士費用となります。22万円のうち着金として11万円、全面勝訴をした場合の報奨金として11万円、合計22万円を計上しております。詳細につきましては5ページを御覧ください。

令和元年5月22日になりますが、鳥取市立美保小学校におきまして、休憩時間中に児童が滑り台つきジャングルジムにおいて、鬼ごっこなどの危険な遊びをしていて滑り台から転落し、右側頭骨骨折を負うという事故に関してのものでございます。事故発生から損害賠償請求の訴状受理までに2年弱経過しておりますが、この間の経過を簡単に御説明しておきます。まず、当初は訴訟などに発展する事案とは捉えておりませんでした。発生から1年2か月以上たった令和2年7月27日でございますが、鳥取市に損害賠償を求める通知書が届きました。内容は慰謝料100万円を鳥取市が払うこと、接触があったとされる相手方保護者が損害賠償義務を認めた場合は双方で調整して支払うこととするものでございました。これを受けて令和2年9月16

日でございますが、損害賠償に応じかねる旨の回答を返しております。回答後、しばらく大きな動きはございませんでしたが、本年度になり、4月27日に資料のとおり、鳥取市に対して損害賠償請求の訴状が届いた次第です。

内容につきましては資料の原告の主張に示されているとおり、学校が児童に対する安全配慮義務に違反したため、82万5,000円と、それに対する令和元年5月22日から支払い済みまでの5分の割合による金員と訴訟費用の支払いを求めるものでございます。訴訟につきましては令和3年6月7日月曜日に鳥取地方裁判所におきまして、第1回口頭弁論が行われました。次回は8月6日金曜日の予定でございます。これまで真摯に対応してきたところではございますが、このたび司法の場に訴えられましたので、そちらのほうに適切な判断を委ね、適切に対応していきたいというふうに考えております。

続きまして教育振興費、修学旅行支援事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）につきましてでございます。予算書は36ページ、事業概要書は40ページ下段になります。補正額としまして2,572万2,000円を計上しております。これは、1つ目は県内修学旅行等支援事業費補助金を活用し、県内での修学旅行や校外学習などで利用するバスの借上料を補助するものでございます。事業費は2,261万8,000円、そのうち3分の1が県の補助金でございますが、バス1台当たりの補助金の上限額が5万円というふうになっておるため、県補助金は504万円となります。事業費のちょうど3分の1に、というふうにはなっておりませんので御留意いただけたらと思います。その他財源につきましては1,757万4,000円、これは保護者負担金となります。2つ目の事業としましてコロナの影響により、やむを得ず、急遽、修学旅行をキャンセルした場合に生じたキャンセル料に対する補助金でございます。これは310万4,000円を計上してございます。

続きましてG I G Aスクール構想事業費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）でございます。予算書は36ページ、事業概要書は41ページ上段になります。補正額は280万8,000円、財源内容はコロナ交付金101万円、一般財源179万8,000円となっております。これは臨時休業等の緊急時の学習支援について検証するために、W i - F i ルーターを40台整備するものでございます。詳しくは6ページを御覧ください。現在G I G Aスクール推進地域であります鳥取市立南中学校区の小・中学校、鳥取市立江山学園を実証実験の主な対象地域としております。この主な実証実験の対象地域に対しましてW i - F i ルーターを貸出しすることにより、事業内容に示すオンラインホームルームやオンライン学習の実証実験を行いまして、今後に生かしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課です。続きまして成人式の開催費ということで御覧いただきたいと思っております。予算書は38ページ、事業別概要は42ページの上段でございます。一番下の欄でございます。補正額が354万3,000円ということで、財源内訳としましては国の交付金を活用すると、全額ということになっております。一番右のほうを御覧いただきたいと思っております。新型コロナの影響で1月3日に成人式を予定しておりましたが、それを9月19日ということで延期して開催するということと併せまして、会場がとりぎ

ん文化会館から布勢の県民体育館のほうに会場を移しましたので、それに係る必要経費等を計上しております。会場の利用料追加分ということで32万円、会場設置等の費用ということで322万3,000円、合わせまして354万3,000円の補正予算を計上させていただいております。

それで、はぐっていただきまして資料の4ページでございます。一番上のところです。予算書は38ページ、事業別概要は42ページの下段でございます。文化センターの施設管理費というところでございます。補正額が78万9,000円でございます。財源は、内訳は一般財源でございます。一番右側を御覧いただきたいと思っております。文化ホールの舞台上部の雨漏り修繕経費ということで、こちらにつきましては今年の4月なんですけど、管理者のほうから防水シートの劣化によりまして雨漏りが発生しとるという連絡がございまして、梅雨の時期ですとか、これから台風シーズンを迎えるというようなことで早急な対応が必要ということがございまして、こちらにつきましては既決の予算のほうで流用かけまして対応させていただいております。雨漏りの発生した場所につきましては、ステージの右側付近ですね、そちらのほうで発生しております大型のスクリーンですとか、舞台照明の機材等がありまして、それによって影響がかなり発生するというようなことで対応させていただいております。

続きまして、さじコスモスの館運営管理費というところでございます。事業別概要は43ページの上段でございます。こちらにつきましては補正額45万1,000円でございます。財源内訳は新型コロナの交付金ということでございます。右側を御覧いただきたいと思っております。こちらコスモスの館につきましては指定管理料ゼロの独立採算制の指定管理を行っていただいております。新型コロナの関係で利用者の数が減りまして、利用料金収入が減ったということで昨年10月から今年の3月分までの令和2年度の下半期分の指定管理料、指定管理を行うのに維持管理するというようなことで必要経費を計上させていただいております。以上です。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。学校保健給食課山根です。次、下の段になりますが、項5保健体育費、目3学校給食費、一般管理費（学校給食センター）です。事業別概要は41ページ下段になります。補正額は11万円、これにつきましては鹿野学校給食センター配送車の車両更新に伴う経費を計上したものでございます。この車両につきましては平成9年に購入した車でございまして、鹿野学校給食センターのある王舎城学舎、旧中学校のほうですけど、そちらから流沙川学舎、こちらのほうへ学校給食を毎日配送している車両です。現在所有6台しておる車両の中で一番古い配送車になりまして、今年24年目を迎えるところでございます。この車両に関しまして実際には来年度更新を予定しておるところでございましたが、この新型コロナウイルス感染がやはり拡大している中、このコンテナを積み込む庫内が木製でありまして、車内の消毒もなかなか容易でないということから、こういったウイルス対策の強化にもなるために、アルミ製の車両への更新を前倒しをさせていただいて、さらに安心安全に、また、安定的に学校給食の提供を行うということをも可能となるように更新をさせていただくものでございます。この車両はリース方式を考えておりまして、入札によりまして車両の発注を行う見込みでございますが、発注から納品までに実際約8か月程度要すると見込まれるこのことから今年度に発生する見込みリース料1か月分11万円を計上したものでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課です。続きまして、市民総スポーツ運動費ということで、予算書38ページで事業別概要は43ページでございます。補正額としましては414万円、財源内訳としましては一般財源ということでございます。一番右側の欄を御覧いただきたいと思います。小・中学校、義務教育学校の学校施設のほうにスマート予約システムの導入ということで、昨年9月補正で承認いただきました事業でございます。当初は今年の4月から導入ということで取り組んどったんですけど、関係機関との時間を要したということで今年の10月に導入開始をしたいということになりまして、従来、学校開校施設につきましても、地域の方のほうに鍵の管理等お願いしてございまして、これに係る経費ということで予算計上させていただいております。月1万5,000円の6か月の46地区ということで414万円ということで予算計上させていただいております。

続きまして体育施設管理費でございます。予算書は38ページ、事業別概要は44ページでございます。こちらにつきましては補正額としまして19万8,000円でございます。財源内訳は一般財源でございます。一番右の欄でございますけど、湖山池のほりにあります三津のほうで、鳥取市のB&G海洋センターというのがございまして、こちらの施設のほうで、消防設備点検で指摘がありまして、それに伴いまして煙感知器の修繕ということで、これ2か所でございますけど、これに係る経費を計上させていただいております。

続きまして屋外体育施設管理費でございます。こちら予算書は38ページ、事業別概要は44ページの下段でございます。補正額としましては3,714万2,000円、財源内訳としまして、その他3,202万1,000円、一般財源が512万1,000円計上しております。一番右側を御覧いただきたいと思います。①から③の項目を分けて掲載しております。

まず、最初に①番としまして気高町運動広場一部時効取得に係る解決金等ということで511万2,000円を計上させていただいております。これにつきましては説明資料14ページを御覧いただきたいと思います。左上のほうに和解についてという資料をつけさせていただいております。まず、左上のほうの1番の経過というところで御説明させていただきたいと思います。平成30年の11月、相手方から、気高町運動地内に相手方の父が所有する土地があり、父より相続したことで税務署より相続税が請求された旨の相談がありました。その後、鳥取市に対して、土地の購入を求めてこられておられます。本件、この土地につきましては、昭和20年代から気高町時代に町の所有財産ということで管理をし、屋外運動場ということで使用してきております。場所としましては地図を載せておりますけど、左の真ん中辺りに位置図ということで載せております。浜村小学校の海側の北西側にこの運動広場はございます。本市としましては平成16年11月1日の市町村合併によりまして、財産として継承しております。市町村合併以前からも屋外運動場ということで施設を利用してございました。それで時効取得を主張するということが相手方と話をやってきたところなんです。このたび、相手方と話し合いを継続して行った結果、相続税及び相続後の土地の使用料相当額を解決金として市が払うということで、鳥取市への所有権移転に応じる旨の合意を得たため、簡易裁判所を通じまして和解を行い、終息を図るため、今回必要経費を予算計上させていただいております。

予算の内容としましては、2の和解の内容というところの（2）番に解決金としまして508万4,000円という解決金を和解の内容に盛り込んでおります。3番の必要な予算等というところを御覧いただきたいと思います。今回の補正予算では総額512万1,000円ということで計上させていただいております。解決金につきましては、先ほど御説明させていただきました508万4,000円と。内訳としましては相続税相当額ということで260万円、土地の使用料248万4,000円ということで、この土地の使用料の算定の仕方なんですけど、こちらの費用につきましては近隣の土地の貸借の例に、単価に基づきまして算定をさせていただいております。平米当たりの単価235円ということで、今回、時効取得を行うのが3,523平米ということでありまして、相手方が相続されてからの経過年数が約3年ということで3年分を合わせまして248万4,000円ということを決算金とさせていただいております。それで、証紙費ということで3万7,000円ということです。これは印紙代ということでございます。あと、4番の今後のスケジュールにつきましては6月議会のほうで議案、補正予算を計上させていただきまして、7月に簡易裁判所のほうへ和解の申立てを行いまして、10月以降、和解の成立後、所有権の移転、解決金の支払いというような流れを予定しております。

続きまして4ページをまたお聞きいただきたいと思います。続きまして②番のところでございます。右下のほうなんですけど、高架下のスケートボード場整備費ということで2,900万7,000円という予算計上をさせていただいております。これにつきましても説明資料をつけておりますので、7ページを御覧いただきたいと思います。これも左上のほうに1番経過ということで記載させていただいております。本市のスケートボード場につきましては旧市立病院跡地、この庁舎が建っているところなんですけど、新庁舎の建て替えに伴いまして28年度に廃止となっております。その後、29年度から旧鳥取市民プール、市民体育館、今現在、再整備をしております市民プールのほうに臨時スケートボード場として暫定的に使っていただいております。その後、市民体育館の再整備ということで、昨年12月末をもって使用停止となっております。現在のところ、スケートボードは楽しめる場所がないという状況となっております。

それで、こういった状況を踏まえまして、スケートボード愛好者のほうから代替施設の早期設置について要望が上がってきております。そのような中で、愛好者の方ですとか、関係機関との協議の結果、鳥取市の中央人権福祉センターが借りておられます臨時駐車場、これは施設の道挟んで向かいなんですけど、県道の高架下の敷地の一部を、アスファルト舗装を行いまして、スケートボード場として整備できるというようなことが整いましたので、現在、補正予算ということで計上させていただいております。場所につきましては、資料の右上のほうに書いております位置図及び現況というところでございます。これは中央人権福祉センターの道を挟んで向かいなんですけど、鳥取駅側です。これは県道鳥取鹿野倉吉線、いわゆる国体道路の高架下に駐車場があるんですけど、県の土地であります。こちらのほうを整備するということを計画しております。それで、整備に当たりましては、スポーツ振興助成金というような有利な財源がございまして、こちらのほうも活用して整備を行っていきたいと思っております。

あと、2番の予算額ということでございます。全体の整備費としましては2,900万7,000円、内訳としましては委託料479万円、工事請負費が2,420万9,000円という内訳となっております。

す。あと、財源内訳としましてはスポーツ振興助成金1,600万、(2)番としまして公共施設の整備基金繰入金ということで1,300万7,000円という財源内訳としております。

右のほうに行ってくださいまして写真を載せております。黄色で網掛けした部分が今回整備を計画しているところとございまして、スケートボード場整備後につきましても、人権福祉センターのほうで大きなイベント等ございますときには、臨時の駐車場ということで活用をしたいというふうに思っております。

4番の今後のスケジュールでございます。6月補正で議決をいただきましたら7月以降、測量設計、舗装工事、それで来年の4月の供用開始ということで取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、また4ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。4ページの一番下のところで、③番ということで河原町の散岐屋内ゲートボール場解体に係る近隣家屋補償調査に要する経費ということで301万4,000円の予算計上をさせていただいております。これにつきましては、財源内訳としましては公共施設整備基金繰入金ということを考えております。これにつきましても説明資料をつけておりますので8ページを御覧いただきたいと思っております。これも左上のほうに、1番事業の経過及び背景というところを御覧いただきたいと思っております。河原町の佐貫地内に県道本鹿高福線というのがありまして、その拡幅工事を県がされるということで、河原町の散岐屋内ゲートボール場の解体工事を行ってまいりました。令和元年度に周辺家屋の地盤変動影響調査事前調査を行ってまいりまして、令和2年には事後調査ということで15棟を対象に行ってきております。それで、ゲートボール場の解体につきましては昨年度完了しております。右側の位置図を載せておりますが、場所としましては散岐地区公民館と散岐保育園の西側に当たるところでございます。今回の補正では調査業務の結果に基づきまして、損傷が生じた家屋の所有者への説明に必要な資料を作成するというところで予算計上をさせていただいております。3番の補正予算等でございます。15棟が対象で今回補償の説明が必要な施設につきましては4棟ということで予算額301万4,000円を計上させていただいております。右側のほうに今後のスケジュールを載せておりますが、今後、所有者の方に説明し、承諾いただきましたら9月補正のほうで今度は修繕費のほうを、予算計上をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして資料の9ページ、債務負担行為の設定でございます。これ市民体育館の再整備事業費ということであります。それで、説明資料10ページを御覧いただきたいと思っております。現在、再来年の6月の供用開始を目指して取り組んでおります市民体育館の再整備に係る債務負担行為の設定でございます。左上のほうに経過を書いてございます。2月の補正のほうで予算化をしていただきました地盤の、土地の自主調査というのを書いております。この再整備に当たりまして土地の使用履歴からは汚染の恐れはないというふうなことでありましたが、旧市庁舎敷地及び新庁舎のほうから自然由来の土壌汚染が判明しているということがございます。旧本庁舎の敷地と市民体育館の整備用地の間は同じ、同一の地層が連続しているというようなデータが確認されております。こういったことを踏まえまして自主調査を実施したところとございます。



2番の調査の実施及び結果というところを御覧いただきたいと思います。3月～4月にかけてまして地図で示す2か所のほうで分析試料を採取しまして分析をしたところ、2メートル以深から自然由来のヒ素及びその化合物の溶出量が基準値を超えているということが判明いたしました。分析結果につきましては右上のほうの表に書いております。赤字の部分が基準値を超えた部分というところがございます。

それで3番の予算等というところがございます。今回、自然由来のヒ素ということが検出されたということで適切な処理、搬出・処分が必要という経費を予算計上させていただきたくります。1億9,884万円ということで債務負担行為を設定させていただきたいと思っています。内訳としましては御覧のとおりでございます。残土の処分としましては6,111立米ということで、単価としましては1万7,100円立米当たりの処分費が必要と考えております。あと、運搬費が御覧のとおりでございます。その他経費、あと、一般残土処分ということで通常汚染がなかった場合の経費を除くということで三角という表示をしております。あと、消費税ということで合計しまして1億9,884万円ということで予算計上をさせていただきたくります。それで4番の今後のスケジュールでございます。6月から基礎の解体工事を始めておりまして7月に変更の仮契約、9月のほうで変更契約の議決を、またいただきたいというふうに思っております。それ以降残土の搬出・処分を開始するスケジュールとしております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 以上ですね。はい。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は举手願います。平野委員。

◆平野真理子委員 はい。すみません。給食センターのところの41ページ下段の、最後のほうの説明のところ、入札、発注から納品までの8か月分が云々という、あそこのところがちょっと聞き取りにくかったので、もう一度御説明をお願いします。

◆田村繁巳委員長 山根課長

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。学校保健給食課山根です。車両のほうはリース方式を考えとりまして、入札によりまして車両の発注を行うように考えておるといってございまして。発注から納品までに約8か月程度を要することから今年度に発生する見込みのリース料1か月分11万円を計上したものでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議案第89号工事請負契約の締結について（説明）

◆田村繁巳委員長 それではないようでございますので、次に議案第89号工事請負契約の締結についてを議題とします。

執行部より説明をお願いいたします。横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 はい。教育総務課横尾でございます。私のほうからは議案第89号工事請負契約の締結について御説明申し上げたいと思います。付議案のほうは29ページ、説明資料のほうは11ページのほうを御覧いただけたら思っております。

こちらにつきましては小学校2校、中学校1校が統合しました義務教育学校の江山学園につ

きまして、既存の校舎だけでは教室が十分に確保できないということから特別教室棟の増築工事を行うというものでございます。それで、このたび議案として上げておりますのは特別教室棟の増築の建築工事の工事請負契約の締結について議案のほうに上げさせていただいております。

付議案のほうの5番目を御覧いただけたらと思いますが、契約方法としましては一般競争入札ということで、4月20日に4社で入札のほうを行なっております。工期のほうは令和4年7月22日までとなっております。契約金額につきましては4億9,313万円となっております。契約の相手方でございますが、大和と懸樋のJVということで代表は大和建设のほうが代表となっております。

説明資料のほうに戻っていただきまして、施設概要等につきましてはそこに書いてありますように特別教室棟、渡り廊下棟、部室棟を工事のほうで行うようにしております。整備内容につきましてはそこありますように美術室、理科室、音楽室、家庭科室等をはじめとした特別教室を整備する予定としております。今回工事を行う位置につきましては下の図面のほうに記載しとります赤枠で記載してある部分に特別教室棟を建設するというようにしております。説明につきましては以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は举手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議案第92号工事請負契約の変更について（説明）

◆**田村繁巳委員長** それでは次に議案第92号工事請負契約の変更についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。横尾次長。

○**横尾賢二次長兼教育総務課長** はい。教育総務課横尾でございます。続きまして議案第92号工事請負契約の変更について御説明を申し上げたいと思います。付議案のほうは35ページ、説明資料のほうは12ページになります。

こちらにつきましては4月の臨時議会のほうで御承認いただきました江山学園の普通教室棟長寿命化改良の建築工事の変更契約について上げさせていただいております。付議案のほうを御覧いただきますと、契約金額変更前が2億460万円、変更後は2億508万1,800円ということで48万1,800円の増額となっております。工事の内容等工期等については、変更はありません。工期については令和4年3月28日までとなっております。

変更の理由としましては、資料のほうの5番のほうに記載しておりますが、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価についての運用に係る特例措置に基づき、新労務単価を適用したことによる増額ということで記載をしております。この意味でございますが、令和3年3月に労務単価のほうは0.8パーセント引き上げられております。それに伴いまして、この工事につきましては3月の入札ということで、旧単価のほう用いております。令和2年度の労務単価で設計してくっております。それで、ここに変更理由のところに書いてある特例措置ということですが、3年3月以降に契約等を結んだ工事につきまし

ては、3年度の単価で計算し直して請求することができるということで、国のほうもぜひそういう法の主旨等を踏まえてそういう形でやってくださいということがございまして、新しい単価で計算し直して新しい労務単価でございますね、計算し直して積算したものでございます。説明につきましては以上でございます。

- ◆田村繁巳委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議案第93号工事請負契約の変更について（説明）

- ◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、引き続き議案第93号工事請負契約の変更についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。中原課長。

- 中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課です。続きまして議案第93号でございます。議案書の37ページを御覧いただきたいと思っております。これは河原町にあります国英地区の活性化施設建築工事の請負契約の増額ということで議案を提出させていただいております。昨年の7月に工事入札をいたしまして、鳥取市のジューケン・都市特定建設工事共同企業体のほうが落札されまして、契約を結びまして10月から工事に入っております。こちらのほうなんですけど、説明資料13ページを御覧いただきたいと思っております。こちらのほうに変更の内容ということを書いております。変更前が2億7,544万円でありましたけど、増額変更ということで2億7,771万2,600円ということで227万2,600円の増額という変更をしたいと。変更理由といたしましては屋内運動場の床材のメーカー仕様の変更等によりまして増工が発生したということで今回変更契約をさせていただきたいというふうに考えております。右のほうに位置図ですとか、外観イメージ図を載せております。今後、9月の完成を目指して現在工事のほう取り組んでおります。以上でございます。

- ◆田村繁巳委員長 説明が終わりました。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議案第94号和解について（説明）

- ◆田村繁巳委員長 ないようございますので次に議案第94号和解についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。中原課長。

- 中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課です。議案第94号和解についてということで御説明させていただきたいと思っております。付議案書の39ページを御覧いただきたいと思っております。こちらの補正予算につきまして御説明させていただいたところでございます。こちらのほう、気高町の運動場地内の時効取得に係る和解という議案でございます。1番としまして、和解の相手方は鳥取市内に在住の者ということで、2番目のほうで経過を書いております。先ほどと説明が重複しますが、（1）番としまして、市町村合併から屋外運動場ということで鳥取市のほうは管理供用しているということで、鳥取市が時効取得に必要な時間を経過

していると。(2)番としまして、相手方と和解に関する内容について合意に至っております、民事訴訟法第275条第1項の規定により、訴え提起前の和解をするという内容になっております。

3番の和解の内容でございますけど、1番目としましては、相手方は本件土地が鳥取市の所有に属することを確認する。(2)番としまして、鳥取市は解決金としまして508万4,000円を支払う。(3)番としまして、鳥取市は本件土地につきまして平成16年11月1日時効取得を原因とする所有権移転登記をすることでございます。登記費用は鳥取市が負担すると。それではぐっていただきまして40ページの上でございます。(4)番、相手方は本件土地に設定されている抵当権等の担保権その他一切の負担を消除する。(5)番、鳥取市は相手方に対して前号に規定します一切の負担等は消除されたことを確認しない相手の請求をもって口座のほうにお支払いをします。(6)番、相手方と鳥取市におきましては、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互で確認をします。最後ですけど(7)番、和解に関する費用については各自の負担とするというような和解の内容としております。

それで4番の本件土地の表示ということで(1)～(5)まででございます。4筆でございます。41ページの5番につきましては申立てに関する取扱いということでこちらのほうで職員2名を指定代理人ということで適切を取るということにしております。以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** 説明いただきました。聴き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 議案第95号専決処分事項の報告及び承認について（説明）

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、引き続き議案第95号専決処分事項の報告及び承認についてのうち本委員会の所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。横尾次長。

○**横尾賢二次長兼教育総務課長** はい。教育総務課横尾でございます。資料のほうは15ページ、専決補正予算、令和3年3月31日専決となっております令和2年度一般会計補正予算書のほうにつきましては18ページになります。

歳入部分でございますが、市債ということでトータルとしまして8,750万円減額しております。減額の中身としましてはいずれも行財政改革債を減額しております。詳細についてはちょっと歳出のほうで御説明申し上げます。

説明資料16ページ、専決の予算書につきまして22ページのほうになります。歳出でございます。事業費についてはいずれも変わっておりません。いずれも財源更正でございます。先ほどございました地方債がトータルで8,750万円、その代わり一般財源が8,750万円増額ということで財源振替でございます。この理由は、充てておりました起債というのは行財政改革債ということで、これは充当財に充てる起債でございます、交付税措置のないものでございます。一般財源で賄える見込みとなったことから、言わば借金である起債から一般財源に振替を行うというものでございます。学校維持補修費が110万円振替、中学校増改築事業費は8,610万円

起債から一般財源に振替、大規模改造事業（中学校）につきましては、30万円地方債から一般財源へ振替しております。説明につきましては以上でございます。

◆田村繁巳委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は举手願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ごさいませんか。それでは議案はこれで終わりということですね、これでね。

令和3年陳情第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情（質疑・討論・採決）

◆田村繁巳委員長 続きまして陳情審査に入ります。令和3年陳情第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を議題とします。

本陳情につきましては委員の皆様より御意見をお願いいたします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 陳情書の陳情趣旨や理由のところも記載をされておりますが、国の文科省の動向も少人数学級の関係についてのその必要性を認識をしておると。教育長いいですか。国会の中でも議論もされているようでありまして、少人数学級の必要性については文科省もその考え方だろうというふうに思っております。そこで、6月議会の開会日の全員協議会の中で、国・県に対する要望の中にも市教委として35人学級にとどまらず、30人学級への引き下げが実現するようお願いしたいって、こんな文案が説明をされたと思いますよね。それで、この間毎年実は、県教組のほうからは少人数学級、教職員の定数改善とか、義務教育費の国庫負担金2分の1の復元だとか、そういった陳情がずっと、27年は請願だったんですけども、このときには少人数学級の推進、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元、それから28年度以降は全て陳情であります。それで、内容的には少人数学級の推進と義務教育費国庫負担金負担制度の2分の1復元がずっと続いてきたんですが、令和3年、今回の分はゆたかな学びの実現・教職員定数改善、これ一本に絞って出されております。そういった意味でハードルが低くなったのかなという感じがするんでありますけれども、したがって、この陳情については、私はぜひとも採択をすべきだというふうに思っておりますので、そのように発言をさせていただきます。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかに御意見ございませんか。はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 鳥取市というか、鳥取県は全国より30人学級の実現ですとか、頑張ってきていただいていると思います。それで、改めて現在の勉強、確認のために、それぞれの学年の何人学級ということの人数の確認とその財源、それで、やはり加配の削減は行わないことっていうようなことが出ています。その辺の現状とといいますか、教えてください。

◆田村繁巳委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。今の御質問に関しましてお答えいたします。現在、少人数学級の運用の状況でございますが、令和3年度におきましては小学校1年生、小学校2年生は30人学級でございます。これは県が単独の県費ということで加配をつけての30人学級というふうになっております。それから小学校3年生から小学校6年生までは35人学級ということになっております。これは市町村の協力金、200万円協力金と県費と合

わせた形で加配をつけた少人数学級の運用となっております。それから中学校1年生につきましては、これは全額県費で33人学級というふうになっております。ただし、義務教育学校の1年生につきましては、これは小学校6年生相当になりますので、義務教育学校の小学校6年生につきましては、これは中学校と同様に33人学級というふうになっております。併せて中学校2年生と中学校3年生におきましては、これは小学校3年生から小学校6年生までと同様に200万円協力金という形で県費と合わせて35人学級ということで運用がなされております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。ありがとうございます。本当に市町村協力金だとか、県の費用だとか、国の規定よりも人数を少なくして教育の条件、学びやすい状況をつくっていると思います。国の状況がこういうふうになってきましたけれども、加配がせっかく進んでおるものが削減されるというようなことのないように、ぜひ要望していただきたいと思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 はい。この陳情は毎年、毎年、ちょっと今年は内容が少し違うんですけども、教員組合のほうから上がってくるんですけども、国は少人数学級の推進ということについては35人ということを計画的に5年かけて引き下げるといふようなことで、今年3月に義務教育の標準法を改正したというところで教員定数の改善数、これについても必要な予算を、措置をしたというような状況ですけれども、先ほど各委員からの話があったように、鳥取県、鳥取市においては、国よりも一歩先んじた形でこの取組をしておるわけでありまして。ですから、国についてはなかなか今35人学級を長期的にといいますか、今後それをというあれでしたけれども、鳥取県、鳥取市についてはもっと先駆けた形でこの予算措置をつけてくれということについては、私も妥当だというふうに思っておりますので、これはやはり国のほうに意見書を出すべきだなというふうに思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 それでは終了したいと思います。

採決を行う前に討論に入りたいと思います。もう既に皆さんの御意見は聞きましたですけど、あえてここで討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより令和3年陳情第4号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情の採択に賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

◆田村繁巳委員長 举手全員ということで本陳情は採択されました。

それでは本陳情は意見書提出を求めるためであります。採択されましたので委員会提出議案として意見書を提出することとなります。陳情者より意見書案が提出されております。意見書

につきまして御意見お願いいたします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 もうこのまま出すのか、あるいはこの委員会として出す。委員会として今度を出すわけですから、この文面をまたここで委員の中で検討というのもあると思いますので、正副委員長、それから事務局との中で意見書案を出していただいて、それで委員に諮っていただければというふうに思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 それでは委員長、副委員長で出されている意見書案を基に検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

### 報告第3号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 続きまして報告に入ります。

報告第3号繰越明許費繰越計算書についてのうち本委員会の所管に属する部分の御報告をお願いします。安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。それでは報告第3号繰越明許費繰越計算書について御説明させていただきます。付議案書は46ページからになります。教育委員会の所管部分につきましてはお配りしております文教経済資料で説明させていただきます。資料の17ページを御覧ください。なお、繰越明許費につきましては令和3年2月議会の文教経済委員会でも説明していただいております。今回は繰越額の確定に伴い、改めて報告するものでございます。事業の内容につきましては簡潔に説明させていただきます。

まず、放課後児童対策事業、新型コロナ交付金国の3次補正分でございます。繰越額は3,080万円、全額繰り越しております。これは児童クラブのマスクや消毒等の衛生用品等を購入する費用となっております。続きましてGIGAスクール構想事業、同じく新型コロナウイルス交付金国の3次補正分でございます。金額529万8,000円のうち繰越額は475万円となっております。これはコロナ対策に資する教職員研修支援、それからWi-Fi環境整備助成費用として国の3次補正に呼応して令和3年2月に補正計上いたしました。年度内に事業が終了しなかったものとなります。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。学校保健給食課山根です。その1つ下の段、2段続けて説明します。要保護・準要保護児童就学援助費（小学校）（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正））小学校のほう繰越額216万3,000円でございます。その1つ下の段のほう、同じく中学校でございます。繰越額131万8,000円でございます。これは鳥取市においてGIGAスクール構想でもございますが、オンライン家庭学習のほう取組が実施された場合の通信費の一部補助ということで、国の3次補正に呼応したものでございますが、全額繰越したものでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 はい。教育総務課横尾でございます。1つ下、大規模改良事業

（国3次補正）でございます。これは国3次補正に呼応し、令和3年2月補正予算に計上しました江山学園整備事業の長寿命化改良工事に伴うものでございます。金額としまして6億8,451万1,000円、こちらのほう全額繰越ししております。説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課の中原です。続きまして下から2つ目社会教育関連事業開催ということで新型コロナの3次補正でございます。繰越額は236万6,000円ということで、これにつきましては生涯学習講座、成人式等の運営に係る消毒液等の購入費ということで繰越しをさせていただきました。以上です。

◆田村繁巳委員長 佐々木課長。

◆佐々木敏彦文化財課長 はい。一番下の段、史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金でございます。1,144万9,000円のうち228万8,000円を繰越しと上げさせていただいております。公益財団法人池田家墓所保存会が事業主体となって国県市の補助金を得て整備をしております池田家墓所ですが、こちらの指定地内にため池がございまして、このため池の廃止に係る部分の補助金でございますが、関係者との調整に時間を要したために年度内に事業が終了してなかったため繰り越すものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 長本図書館長。

○長本次郎中央図書館長 はい。中央図書館でございます。資料のほうはめくっていただいて、18ページのほうになります。4の社会教育費の中の一番上の段でございますけども、市民図書館衛生対策事業でございます。金額47万4,000円でございます。これは図書館におけるコロナウイルス対策のために使用する消毒液等、購入する費用に充てるものでございます。全額繰越すというものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。続きまして社会教育施設衛生対策事業ということで、新型コロナの3次補正でございます。繰越額が173万4,000円でございます。これは市内の社会教育施設、文化センター、文化ホール、コミュニティセンター等で使います消毒液の購入費ということで繰越しをさせていただいております。以上です。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。学校保健給食課山根です。では、1つ下の段になります。項保健体育費、衛生管理費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正））でございます。繰越額1,462万6,000円でございます。これは昨年度に引き続きまして学校における新型コロナウイルス感染防止のために、引き続き手指消毒アルコールなど衛生用品を整備するため国3次補正に呼応をして全額繰越したものでございます。

続きまして、もう1つ下の段、給食センター熱中症対策整備費（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国3次補正））でございます。繰越額は250万9,000円でございます。これは給食センターの熱中症対策に取り組むために空調関係を改善するために河原給食センターの野菜などを洗ったりカットしたりする下処理室と鹿野給食センターの食材を業者から受け取り、仮置きをする場所の荷受室へエアコンを設置するために国の3次補正に呼応をし、全額



繰越したものでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。続きましてキャンプ地誘致推進事業ということで、新型コロナの3次補正でございます。繰越額が346万円でございます。これにつきましては来月から始まりますオリンピック、パラリンピックの事前キャンプに必要なコロナ対策というような経費を計上させていただきまして繰越しをさせていただいております。続きまして体育施設スマート予約システム導入事業ということで繰越額が5,450万2,000円ということでございます。これにつきましては年度内での事業完了が見込めなかったということで繰越しをさせていただいております。続きまして屋外体育施設管理費でございます。繰越額が2億7,762万5,000円でございます。これは河原町のほうで総合運動場整備を行なっておりますが、それに係る費用ということで、年度内での事業が完了しなかったということで繰越しをさせていただいております。市民体育館等再整備事業ということで繰越額が121万円ということでございます。これは自然由来の汚染残土調査ということで、3月、4月ということで事業実施しておりますので繰越しをさせていただいております。一番下の段です。体育施設衛生対策事業ということで新型コロナの3次補正でございます。繰越額が400万2,000円ということで、これにつきましては市内の地区体育館ですとか、バードスタジアム等での消毒液の購入費ということで繰越しをさせていただいております。以上です。

◆田村繁巳委員長 以上ですね。御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 これから説明があると思うんですけど、このキャンプ地誘致の推進事業の費用は必要なくなるのではないかなと思うんですが、同じようにコロナ感染の教育費としてほかに活用できるのかどうなのかっていうようなところを教えてください。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。キャンプ地誘致の事業で繰越しをさせていただいております。この中ではジャマイカの陸上、カナダの女子サッカー、全日本パラ卓球というようなことでいろんなキャンプを予定しております。それに係るコロナ対応ということで繰越しをさせていただいております。それで、今回、これから説明させていただきますけど、ジャマイカの陸上については中止ということでしたので、これにつきましては、執行はいたしません。以上です。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 例えばその執行されない分は、ぜひほかの教育予算の保健体育の関係で有効に活用していただきたいと思うんですが、そういうことにはならないんですかという質問です。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。その対応につきましてはちょっと関係課と協議をさせていただいていきたいと思っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**報告第9号専決処分事項の報告について（説明・質疑）**

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、続きまして報告第9号専決処分事項の報告についての御報告をお願いします。長本図書館長。

○**長本次郎中央図書館長** はい。中央図書館でございます。資料のほうは19ページのほうになります。それで付議案のほうは81ページのほうになります。報告第9号専決処分事項の報告でございます。内容につきましては公用車の事故に係る損害賠償の額及び和解が決定したものでございます。

事故の概要でございますけども、1、日時でございます。今年の4月21日水曜日14時10分頃でございます。場所としましては的場2丁目でございます鳥取市南デイサービスセンターの敷地内でございます。相手方としましては社会福祉法人の鳥取福祉会。破損状況としましては同施設内の花壇のブロック塀を破損したものでございます。4の鳥取市側としましての破損状況でございますが、移動図書館車こだま号の後部を破損したものでございます。5番目の状況としましては移動図書館車でございますこだま号による巡回業務のため、立ち寄りました鳥取市南デイサービスセンターにおきまして、移動図書館車を指定駐車位置です、玄関前でございますけども、ここへ移動中に後方確認を誤ったために、同施設の花壇のブロック塀に衝突し破損させたものでございます。6としまして損害賠償の内容及び額でございますが、破損した花壇のブロック塀を修理したものでございます。金額のほうは9,900円でございます。7のほうは見取図ということで状況の写真等載せております。損害賠償につきましては公益社団法人の全国市有物件災害共済会のほうの保険を適用させていただいております。以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見ございますか。上杉委員。

◆**上杉栄一委員** すみません。ちょっと私の記憶違いかも知れないけども、移動図書館車の事故ってというのは最近この1件ですかいな、近年何かあったとか、ないとかってというのはありますか。

◆**田村繁巳委員長** 長本図書館長。

○**長本次郎中央図書館長** 大変申し訳ございません。昨年の6月になかよし号のほうで、湖山のほうでこれもちょっと曲がり切れずに後方を破損したという事故がございました。

◆**田村繁巳委員長** 上杉委員。

◆**上杉栄一委員** 以前に、これは佐治で大変な移動図書館車の事故があって、運転手さんが亡くなられて、これは全くそれこそ突然に木が飛び込んできてってということだったんだけど、私も移動図書館車、非常に運転しづらいんではないかと思うし、後方の確認もなかなか難しんだらうというふうに思っていますけれども、1年のうちにこの2回の事故という、大した事故ではないといえども、これ後方確認ということであって、これは花壇のブロックでよかったんだけど、要するに人的な被害ということになったら大変な話になるんで、この件についてもこれ可能かどうか分からんけども、例えば後ろに車載カメラみたいなのをつけるとか、そうした形のもんとか、何とかそういう対応をしてもらわないと、去年、今年ささいな事故とはいえ

ども事故が起こっているような話ですから、その辺りの対応はしてください。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 報告第10号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 それでは引き続きまして報告第10号専決処分事項の報告についての御報告をお願いします。中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課中原です。それでは報告第10号ということで専決処分の報告をさせていただきたいと思います。付議案書83ページでございます。説明資料20ページも御覧いただきたいと思います。こちらのほうで御報告させていただきたいと思います。

今年の3月18日でありますけど、河原町にありますコミュニティセンターの2階の第1研修室のほう、利用されていらっしゃる方が、カーペットが剥がれていたということで、そこにつまずき転倒し、頭部を打撲されたという事故が発生いたしました。写真のほう載せておりますけど、左側が事故当時の元です。右側が修繕ということをさせていただいております。こういったところでつまずかれまして転倒されたということで、直ちに病院のほうに行ってくださいまして、検査の結果は異常はないというようなことでありましたが、損害保険会社との協議の結果、鳥取市の過失が5割ということがあるということで協議をいたしまして、今回損害賠償の実施及び和解ということで専決処分をいたしましたものでございます。3番の損害賠償額ですが、6,060円ということで、こちらにつきましては現在鳥取市の入っておる保険のほうで対応したいというふうに思っております。最後5番の対応等についてでございます。こちらの剥がれている場所に接着剤をつけまして、また、上のほうにカーペットを乗せて、つまずかないようにしております。ほかの部屋につきましてもこういった対応を取っております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっとお聞きしますけれども、この一番下のまた他室についても確認を行い必要な補修を行いましたということは、これは河原町のコミュニティセンターのことを言っておられるんですか、どうですか。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。こちらにつきましては、この河原のコミュニティセンターの中の修繕を行っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 教育委員会部局の施設、数多くあると思います。それで、老朽化している施設もあるのではないかなと思うんですが、やはり金額的には僅かであっても、こういった事故が起きたのであれば、3月18日に起きとるんですけども、やはり即座に一斉調査なり一斉点検をして、こういった事故が起きないために、防止していくために私はやられるべきだと思いますよ。ただ単に河原のコミュニティセンターにとどまらず、他のやっぱり施設も含めて点検すべきで

すよ、どこに落とし穴があるか分かりませんから、その辺の考え方どうですか。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。市の所有の施設のほうで適正に管理するというのは当然なことであります。今回こういった不幸にも事故が発生しましたので、長坂議員が言われるように全施設一斉に点検というのに向けまして、ちょっと内部のほうで検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 東京オリンピックジャマイカ代表事前キャンプの中止について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 それではないようでございますので、今日申し上げました1つ追加させていただきまされたけど、東京オリンピックジャマイカ代表事前キャンプの中止について御説明いただけますか。中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。今日、すみません、突然報告事項ということで御説明させていただきたいと思っております。1枚ものを御覧いただきたいと思っております。東京オリ・パラの関係で、鳥取市のほうでジャマイカの陸上チームのキャンプということで予定しておりましたけど、昨日中止ということが決まりましたので御報告させていただきますものであります。

キャンプにつきましては7月10日～7月31日までの間、約70人のジャマイカの陸上チームを受け入れるということで予定しておりましたけど、新型コロナウイルスの関係で選手団が一同に日本に入国するというようなことですか、ほかのいろんな規制を考えたときに、ジャマイカチームのほうは直接選手村に入るということを選択されたということで、今回は事前キャンプを中止したいという申出がございまして、今回は事前キャンプを中止となっております。パラリンピックにつきましては、現在10人程度予定されておりますけど、これにつきましては引き続き調整をしていきたいというふうに思っております。2番のその他でございますけど、今回キャンプは中止になりましたけど、また、新出発点ということでいろんな友好関係を継続していきたいというふうに思っております。

（2）番、書いておりますけど、女子サッカー代表についてもキャンプは難しい。あと、パラ卓球全日本代表については、現在競技団体との調整を行っているというような状況でございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見ございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 参考までに教えていただきたいんですが、ジャマイカは事前キャンプはいつからいつまでを予定されていたのか。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。ジャマイカの陸上チームについては7月10日～7月31日までを予定としておりました。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 そうしますと、約1か月近くですよ。鳥取市の経済的損失はどの程度と見込んどられる。教えてください。

◆田村繁巳委員長 中原課長。

○中原 登生涯学習・スポーツ課長 はい。生涯学習・スポーツ課中原です。経済的損失についての計算等は現在のところ行っておりません。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 いいですか。はい、ほかにもございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で教育委員会の審査を終了いたします。執行部の皆さん御退席ください。

#### 【経済観光部】

◆田村繁巳委員長 経済観光部の審査に入ります。初めに平井部長に御挨拶をいただき、人事異動で変わった方で自己紹介のまだの方があればお願いします。

○平井圭介経済観光部長 お世話になります。経済観光部では、今回補正予算として2件、一般会計ではワーケーションとか、テレワーク、サテライトオフィスといった取組、今年度の主要な取組の1つありますが、その補正を上げさせていただいております。もう1つは、公設市場の再整備に関するこちらも補正でございます。本日はその説明をさせていただきます。それから報告としまして、繰越計算書の御説明とそのほか4件報告案件がございますのでよろしく願いいたします。それでは前回、4月臨時のときにお席してございませんでした職員につきまして自己紹介させていただきます。

○前田武志参事兼鳥取砂丘ビジターセンター館長 失礼いたします。4月1日の人事異動によりまして経済観光部の参事、鳥取砂丘ビジターセンターの館長ということで務めさせていただいております前田武志と申します。よろしく願いいたします。

○西垣拓二観光・ジオパーク推進課課長補佐 失礼します。この4月1日の人事異動で観光ジオパーク推進課の課長補佐兼観光政策係長を拝命しました西垣と申します。よろしく願いします。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

#### 議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆田村繁巳委員長 それでは議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課の西田です。それではお手元の資料に基づきまして、6月補正予算の説明をさせていただきます。資料の2ページをお開きください。一般会計の歳入です。総務費補助金です。地方創生テレワーク交付金ですけども、補正予算額

が7,650万です。これにつきましては歳出と併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして3ページにお進みください。一般会計歳出の補正予算でございます。企業誘致促進事業費でございます。ワークプレイス拠点整備事業費1億200万です。予算書のページが33ページ、事業別概要は29ページの上段となっております。これにつきましては詳しい説明の資料がございますので4ページお開きいただきたいと思います。ワークプレイス拠点整備事業費ということで、このたに新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、都市圏企業によるオフィスの地方分散の流れがより活発になって来ているという中で、本市としましてもこの動きを鳥取市へ取り込もうと、昨年7月からオフィス移転の支援をしてきています。鳥取市は首都圏から交通の利便性が優れて、大規模災害のリスクが少ない都市ということでサテライトオフィスの進出にも適していると考えております。これまで市内に十分なテレワーク環境が整備されていないということが課題となっております。また、都市圏企業が地方都市に進出して企業活動を継続していくために、地方都市そのものが持つ観光資源や地域課題などを提供し、共感できる仕組みが必要となると考えております。そこで、このたび先駆型ビジネス展開を進めておられます民間事業者が主体となったサテライトオフィス整備を支援し、積極的な情報発信、ビジネスマッチング活動、ワーケーション事業等を展開していくことで全国に本市の魅力を伝え、本市へのサテライトオフィスの進出を進めていこうと考えております。

事業の内容としまして大きく2つに分けております。まず、1つ目ですけれども、ワークプレイス拠点整備事業費補助金ということです。鳥取砂丘は雄大な大自然でありまして、全国に誇れる唯一無二の存在であります。この鳥取砂丘は観光資源、学習資源、地域資源が詰まった都市圏では得られない体験ができるワーケーションの適地でありますけれども、専用のサテライトオフィス環境がなく、企業同士や地元と交流できる環境の確保が課題となっております。そこで鳥取砂丘を舞台にした先駆型ビジネスや地域課題を解決できるワークプレイスを整備する民間事業者に対し、整備経費を支援したいと考えております。補助率は4分の3、補助金の上限額が9,000万円、予算額としましては9,000万円としております。この補助対象とします施設整備エリアにつきましては、砂丘周辺エリアに限定をさせていただきたいと考えております。そのエリアというのが、砂丘が望める施設、そういったものを活用する事業としたいと考えております。また、対象者につきましては法人格を有します県内に事業所を有する事業者とさせていただきたいと思っております。この事業スケジュールにつきましては5ページの4の事業スケジュールのほうを御覧いただきたいと思います。この補助事業につきましては公募により事業者を決定したいと考えております。予算成立後、速やかに公募を行いまして審査を経まして8月中旬には事業者を決定し、施設整備に着手していただくこととしております。

次に(2)のプロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクト推進事業ということで、この施設整備が単なる貸テナント施設だけでなく、本事業を活用しまして確実に都市圏企業の市内サテライトオフィスへの進出が進むよう官民が一体となったプロモーション活動を実施していきたいと考えております。1つ目としまして都市圏企業誘致のためのプロモーション活動への支援ということで、鳥取市への進出を進めるプロモーション活動をサテライトオフィスやシェアオフィス、コワーキングスペース等を運営する事業者自らが実施するための経費を補助

金として支出したいと考えております。補助率しましては2分の1、上限25万円。予算額しましては25万掛ける4件を想定し100万円とさせていただきます。

それから次に魅力発信及び本市への進出を促す広報・営業活動及び視察経費の支援でございます。本市へのオフィス移転やサテライトオフィス整備をPRするための動画の作成とSNS等での広告の運用・支払いを併せて市が業者に委託しようとするものです。予算額につきましては240万でございます。それから本市への進出を進めるためのオンラインマッチングイベントに参加する際に、本市の魅力をアピールし、効果的な誘致活動を行うための戦略を策定する業務を事業者へ委託したいと考えております。予算額は100万円としております。本市への進出を検討されている企業に対し、視察等に係る経費の一部を支援したいと考えております。補助率2分の1で上限1社当たり50万円ということで5社分の250万円を上げさせていただきます。

それから3番目ですけども、ワーケーションプログラム（モデルプラン）の作成ということで、本補助事業を活用して整備されるワークプレイスを踏まえまして、砂丘エリアに特化したモデルプランの作成を業者に委託をさせていただこうとするものでございます。予算額につきましては500万でございます。

次に3番ということで5ページですけども、ワーケーション協議会の設立についてということで、鳥取がワーケーションを適地として選ばれる地域を目指すためには、官民が一体となってPR活動を展開する必要があるということから、地域連携DMO（麒麟のまち観光局）が主体となりまして、ワーケーション協議会の設立に向けて、今、取り組んでいるところでございます。現在は設立準備会を立ち上げまして事業計画等の意見交換を進めているところでございます。協議会の名称としましては鳥取ワーケーションネットワークを考えております。今の準備会のメンバーとしましては観光の視点ということで、麒麟のまち観光局の事務局、それから経済団体の視点ということで鳥取商工会議所、それから行政の視点ということで鳥取県からふるさと人口政策課と関係人口推進室、それから本市からは企業立地支援課と観光・ジオパーク推進課にも参画をお願いしているところでございます。展開する地域としましては鳥取県の東部を想定しております。しかし、将来的には麒麟のまち圏域兵庫県北西部、それから鳥取県の全域にまで拡大するという事も検討したいと考えております。この協議会の設立の時期につきましては本年の11月を予定しているところでございます。

それで、すみません、先ほどの歳入のところでは財源の説明を後にということでした。この財源につきましては事業費1億200万円、これの4分の3を地方創生テレワーク交付金7,650万円、これを充当させていただきたいと思っております。それから残りの4分の1の部分につきましては、これは国の基準で決まっているんですけども、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金、これが8割まで充当できるということですので、2,040万円、臨時交付金を充当させていただきまして国県支出金のところが合わせて9,690万円というふうにさせていただきます。

◆田村繁巳委員長 大野次長。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 はい。続きまして委員会資料3ページ下段でございます。

他会計繰出金でございます。これは公設地方卸売市場事業費特別会計への繰り出しということで市場の再整備に係ります要求水準書の作成、アドバイザー業務委託及び事業協力者の選定、それから要求水準書のプロポーザルの選定、これらに伴う委員報酬、これを特別会計で行う、そのための一般会計からの繰出金でございます。詳細につきましては特別会計で改めて説明をさせていただきたいと思っております。一般会計の補正予算については以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** はい。御説明いただきました。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 議案第80号令和3年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（説明）

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、引き続きまして議案第80号令和3年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。大野次長。

○**大野正美次長兼経済・雇用戦略課長** はい。そうしますと委員会資料の6ページ、7ページが特別会計の予算になりますが、詳細は8ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。鳥取市公設地方卸売市場の再整備に向けた必要経費の要求でございます。事業協力者選定と要求水準書プロポーザル選定に係る選定委員の報償費、これが6名の報償費を予定しておりますけれども、2回開催ということで1人頭5,000円の報奨費ですが、計6万円の要求となります。

もう1つが要求水準書等の作成のためのアドバイザー業務契約の委託に係る経費ということで1,672万円、合わせて1,678万を要求させていただくものでございます。鳥取市の公設地方卸売市場につきましては施設の老朽化や耐震強度の不足、生鮮食品等を扱う施設に必須とされておりますコールドチェーンなど、いろいろな機能不足が顕著であるということ、併せて世の中の流通機構が変化する中で、全国的に卸売市場を取り巻く環境は厳しくなってきております。今後も市場として認められる機能・役割を果たしていくために、今年2月に策定しました鳥取市公設地方卸売市場経営戦略におきまして、現在地での建て替え、食品の鮮度、衛生管理等の機能を強化した閉鎖型施設への転換を図る方針を示したところでございます。公設市場の再整備の検討に当たりましては経営戦略におきましてPPP、いわゆる公民連携の手法を導入することとしております。本市のPPP導入主旨に基づきまして、今年3月にサウンディング型の市場調査を実施をしております。調査に参加された事業者、これは5社が参加されましたけれども、いずれからも施設的设计・施工を一括して行う、いわゆるデザインビルド方式で行うことが適切であるという御意見をいただきました。このデザインビルド方式で再整備に係る設計・施工業者を募集するためには要求水準書というものを作成する必要があります。要求水準書は設計・施工業者の公募に当たって管理者の政策目的や施設に求められる機能等について基本的な仕様を示すためのものです。この要求水準書の作成に係るアドバイザー業務契約を委託する業者について今年9月下旬頃に公募を行いまして、今年度中に要求水準書を作成して、来年度に設計・施工業者の公募を行っていきいたいというふうに考えております。

また、要求水準書作成に先立ってPPP手法を導入推進の一環として事業協力者という手法



を活用したいと考えております。事業協力者と言いますのは、計画の初期段階から参画して助言、提案、情報提供などを行う経験豊富な民間事業者のことでございます。事業協力者の参画によりましてノウハウの提供や企画提案、助言、資金調達手段の検討・協力、さらには専門的な知見に基づくステークホルダーとの合意形成の促進など、市場の再整備に向けて様々な協力をさせていただくことでより付加価値の高い地域経済に寄与できる施設整備を目指すものです。事業協力者は市と指定管理者との対等なパートナーとして、無償で参画していただくもので、事業協力者の意見を参考にしながら、市と市場組合の3者で合意を図りながら要求水準書に反映させていきたいと思っております。事業協力者からの提案として特に期待をしておりますのは、市場事業者の負担を増大させないような市場性・採算性等を踏まえた提案、市場本来の機能を棄損しない相乗効果を期待できるにぎわい機能の提案、さらには市場の営業を続けながら施工を行う際の工事の方法等についての提案、そういったところについて期待をしているところでございます。

事業協力者の公募につきましては市場組合が行う再整備検討委員会に提案、了承を受けまして4月23日から募集を開始させていただいております。市場運営審議会にも報告をいたしております。これにつきましては先週11日で受付を終了いたしまして複数者、これ複数のグループになりますけれども、申込みをいただいております。申込者の数については選考会が終了後、公表することといたしております。また、申込者の会社名等につきましては非公開とさせていただいております。今後、各申込者から提案書を提出いただき、速やかに審査会を開催したいと考えております。来月末には事業協力者を決定したいというふうに考えております。なお、選考委員会の委員は経済団体、学識経験者、弁護士、税理士、市場関係者、市の6名で構成することとしております。

9ページの上段になります。要求水準書等の作成のアドバイザー業務委託契約でございます。事業協力者決定後は事業協力者と市及び市場組合と共同で施設の配置案を決定しまして、来年度に予定する設計・施工の一括発注に向けて、その発注に必要な要求水準書や仕様書の作成に係るアドバイザー業務の公募の準備を行います。要求水準書や仕様書には事業協力者から提案のもとに市及び市場組合との合意形成を経た案の内容を盛り込んでいきます。この委託業務のアドバイザー内容として想定しておりますのは施設の面積・設計・配置を明確に示していただくこと。必要となる設備の構成を明らかにしていただくこと。PFI事業の可能性について費用対効果の測定を行うこと。その内容を反映すること。試掘を行ってその状況を要求水準に含ませること。アスベスト調査を行って除去が必要なものがあれば提示をすること。あと、国の交付金の申請に関する様々な支援。そういったものを想定をしているということでございます。要求水準書等に必要となる項目等の整理を行って、設計・施工の発注がスムーズに行えるように各種アドバイスを受けてまいりたいと思っております。

スケジュールの予定につきましては9ページの下表になります。事業協力者の協力状態や市場組合との合意形成の経過によりまして、今後のスケジュールは変動すると想定をされます。また、国の交付金の申請手続の状況によってスケジュールが変わってくる可能性もあります。しかし、施設の配置案や合意形成への経過、要求水準書のアドバイザー契約の状況など、適宜、

委員会に報告をさせていただきたいと思います。また、これにつきましては市のホームページにおいても公表してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御説明いただきました。

委員の皆様から聞き取りにくかった点、用語の確認等のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 報告3号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、引き続き報告第3号繰越明許費繰越計算書について所管に属する部分を御報告をお願いします。西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。それでは委員会資料の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。報告第3号繰越明許費繰越計算表についてでございます。付議案につきましては52ページから57ページになります。付議案の内容に、この資料につきましては一番右の欄に事業内容を追記させていただいた資料となっております。2月補正予算におきまして繰越承認をいただきましたこれらの事業のうち、翌年度繰越額につきまして差異が生じたものについてのみ御説明をさせていただきたいと思います。上から2番目の布袋工業団地整備事業というのと、その下、雇用維持・創出支援事業（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）この2事業がそれに該当します。これ以外の事業につきましては国の3次補正の臨時交付金の対象事業でございまして、全額繰越しをさせていただいている事業でございます。

それでは布袋工業団地整備事業につきましてですけれども、翌年度繰越額1億7,242万8,000円となっております。繰越明許費としましては1億9,123万8,000円の承認をいただきまして、この差が1,881万でございますけれども、この布袋工業団地の造成事業におきまして、鳥取市土地開発公社が行います用地測量が年度内に完了しているため、補助金の交付につきまして、現年のほうで支出したためによる翌年度繰越額の減となっているものでございます。

それからその下でございますけれども、雇用維持・創出支援事業ということで翌年度繰越額が7,946万9,000円となっております。繰越承認いただいた額が1億6,998万1,000円でございます。差が9,051万2,000円となっておりますけれども、これは製造業の雇用維持緊急対策事業補助金でございまして、年度内に補助事業者が完了できないということを聞いておりましたので、繰越明許のほうに上げさせていただいていましたけれども、年度内に事業を完了したということで、昨年度補助金を交付したため、翌年度繰越額が減となっているものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。委員の皆様から質疑、御意見などございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、これで一旦、休憩させていただきたいと思いません。あと、報告案件が4つございますので再開時間は午後1時からということでお願いします。

午後 11 時 49 分 休憩

午後 0 時 57 分 再開

### SDGs 未来都市の選定について（説明・質疑）

◆田村繁己委員長 それでは文教経済委員会を再開いたします。

SDGs 未来都市の選定についての御報告をお願いいたします。西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。それでは委員会資料の 12 ページをお開きいただきたいと思います。SDGs 未来都市の選定についてということです。この件につきましては 2 月定例会でも報告させていただいておりましたけども、去る 5 月 25 日に鳥取市が SDGs 未来都市に選定をされました。この SDGs 未来都市ですけども、国において SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市の中から、特に経済、環境、社会の 3 側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市を選定するもので、本年度は本市を含めまして全国で 31 の自治体が選定をされております。その 31 の自治体のうち 10 の自治体が SDGs モデル事業の採択を受けたのですが、本市においては残念ながらそのモデル事業については採択にはならなかったということでございます。

この未来都市の提案の内容につきましては、同じように 2 月の委員会の中でも御説明をさせていただきましたが、タイトルとしましては「サステナビリティ×イノベーションで「農村から真の持続可能なまち」を実現する」というタイトルで、概要イメージとしまして環境保全と経済活性化が両立した持続可能な地域を創出するため、食とエネルギーの自給自足を達成する人と人がつながった農村モデルを構築するという取組を進めるということとしておるものがございます。特に注力する先導的取組としましては、市民、企業、団体等の多様なステークホルダーと連携・協働しながら再生可能エネルギーやリサイクル材などの再生資源の活用や実証実験による新たな電源開発を進めていくことで、環境にやさしく、スマートで生産性の高い農業モデルを構築し、次世代につながる持続可能な農村の姿を目指していきたいと思っております。併せまして、本市のこの取組につきまして全国に知っていただくためのラーニングワーケーションを展開することで市外、県外から多くの方にお越しいただきましてそれを交流につなげて新たな価値の創造や関係人口の拡大も目指していきたいと考えておるところでございます。

それで、先ほどのモデル事業には採択が受けられなかったと申し上げましたが、この SDGs 未来都市に選定されましたことで、国の地方創生推進交付金の SDGs 枠が本市に与えられております。この提案しました SDGs 未来都市の内容をベースに、この地方創生推進交付金の 3 か年の実施計画の策定をしまして、この 6 月 4 日に国のほうに提出をさせていただいたところでございます。この実施計画が国の採択を受けましたら、この国の交付金を活用しまして今後事業を実施していきたいと考えておるところでございます。具体的な予算につきましてはそれぞれの所管課におきまして、9 月補正予算で提案をさせていただき予定としておりますけども、具体的にはこの 3 側面それぞれで、経済面におきましては再生可能エネルギーを活

用してスマート農業を行うための経費支援、それからリサイクル材を活用した農業生産拡大の取組への支援、それから環境面におきましては再生可能エネルギー供給量の確保に向けまして、新たなエネルギーとしての微生物発電の実用化に向けた支援、それから社会面におきましてはSDGs未来都市の取組を学ぶワーケーションプログラムの作成、それからその取組を学ぶ場として研修交流拠点の整備への支援といったものを予定をさせていただいているところでございます。また、一番下のところの今後のスケジュールの中で10月以降としていますけれども、ステークホルダー等と連携しましてこの未来都市実現に向けまして取組の協力を進めるために、連携協議会の立ち上げも検討しているところでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 はい。御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 所管課が企業立地・支援課になっているんだけど、今の説明の中では地方創生推進交付金の計画書を提出して、それから計画策定をするんだけど、様々な所管課から提案というのがあったんだけど、いわゆる経済観光部のみならず、例えばこれを見る限りは農林であったりそういったもの、どれくらいボリュームというか所管課があって、具体的にはどれくらいな予算、交付金がどれくらいくるのかちょっと私も分からんけども、どの程度の予算枠でこれから計画していくか、その辺りちょっと教えてください。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。国の地方創生推進交付金の実施計画につきましては、3年間で事業費ベースとしまして9,155万円ですので、この2分の1の4,577万5,000円が交付金ということで実施計画を提出させていただいております。初年度でありますこの21年度につきましては、事業費ベースで1,895万円を計画に上げています。2年目が3,370万、3年目が3,890万とさせていただいているところです。それぞれの所管課ということですが、ベースとしましては経済観光部企業立地・支援課、それから経済・雇用戦略課と、それから農林のほうと、今のところはそういった関係課でそれぞれ事業予算を計上させていただくということにしております。また、ステークホルダーとの連携の中で必要な支援とかいうことが出てきましたら、この実施計画の変更も視野に入れながら関係課も広げていきたいというふうに考えているところです。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 前回の委員会だったかな、いわゆる微生物発電の実用化ということが非常にクローズアップされて、これで一本で行くんかなっていうふうに思ったんだけど、そういうわけじゃないわけだね。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業・立地支援課長 はい。企業・立地支援課西田です。そうですね、このSDGsの未来都市の取組の中での核となるものがこの微生物発電の実証実験ということで、国のほうにもヒアリングのときにも説明をさせていただいたんですけども、微生物発電自体が開発中の技術であるということで、それが将来性がまだはっきりしないということが実はモデル事業から落ちた理由でもありまして、ということで微生物発電だけではなくて、その他の再生

可能エネルギーも含めてその自給自足を進めていくというような取組に提案の内容から一部修正をさせていただいて、今後のその未来計画を作成しようとしているところです。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。この環境イノベーションの中の太陽光発電パネルリサイクルですね、これが、今、太陽光が大変普及しているんだけど、老朽化したときの処理ですね。それが大きな課題だというふうに認識しているんですけど、これどういう取組なのかお尋ねします。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業・立地支援課長 はい。企業・立地支援課西田です。この太陽光パネルのリサイクルということで、ガラスに含まれるアンチモンという有害物質があるんですけども、それを無害化するという技術を北栄町にあります株式会社鳥取再資源化研究所というところが発明しております、その技術を用いますと、太陽光パネルを無害化して、ポーラス $\alpha$ という活性剤みたいなそういうものに製品として生まれ変わるという技術を持っています、微生物発電につきましても、ポーラス $\alpha$ という製品を使って、これまでの10倍の発電量、これは理論上ですけども、発電ができるということで、その実証実験を進めるというところでございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の計画期間延長について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、引き続きまして、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の計画期間延長についての御報告をお願いいたします。西田課長。

○西田茂樹企業・立地支援課長 はい。企業・立地支援課西田です。それでは委員会資料の13ページをお開きください。生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の計画期間の延長についてということで、本市につきましては市内中小企業の新たな設備投資を後押しするために、平成30年の6月に施行されております生産性向上特別措置法に基づきまして、鳥取市の導入促進基本計画というものを策定し、中小企業が作成する先端設備等導入計画の認定をこれまで行ってきております。この基本計画は、当初の法律上でいきます最大期間である3年を迎えておりますけども、関係法令が改正されまして、これが最大2年間期間延長が可能ということになりましたので、本市としましてはその最長であります2年延長させていただきまして、引き続き、中小企業等の生産性向上の後押しを図っていきたくとうふうに考えているものでございます。

先端設備等導入計画の認定スキームということで、まずは導入促進指針という国が定めた指針に沿いまして、鳥取市として導入促進基本計画を策定をしております。当初の国の同意につきましては、本市におきましては平成30年6月21日に受けているものでございます。その導入促進基本計画に基づきまして、事業者が先端設備等導入計画を作成されます。この計画内容が実現可能であることにつきまして認定支援機関、具体的には商工団体、地域の金融機関、それから士業等の専門家の方ですけども、そういった機関からの事前の確認を受けた後に市に認定の申請を行っていただきます。市はこの事業者から出ました先端設備等導入計画の認定後、

事業者が先端設備等を導入するというような流れになるものです。

それで本市の導入促進基本計画の概要についてなんですけども、まず、事業者におきましては労働生産性の目標伸び率を設定していただくということで、それを年平均3パーセント以上と。これは国の指針と同水準ですけども、定めさせていただいております。それで目標の認定件数ですけども、これにつきましては従来、3年間で60件ということで年平均して20件ということで目標値を設定しておりましたけども、また次のページでも御紹介しますけども、平成30年度から令和2年度のこの3か年の実績で90件近い実績がありまして、この5年に延長するに当たりまして、年平均30件を目標に5年間で150件という目標に上方修正させていただいているところでございます。それから対象となる設備につきましては以下のとおりでございます。対象業種・地域につきましては全業種を対象に鳥取市全域を対象とさせていただいているところです。基本計画の実施期間につきましては国の導入の日、先ほど申し上げました30年6月21日から5年間ですので令和5年6月20日までということになります。それで、各事業者が策定します先端設備等の導入計画の計画期間については3年か4年か5年か、いずれか選べるものとなっているものでございます。それからこの税制上の特例措置ということですけども、認定されました先端設備等導入計画に基づきまして、令和5年3月31日までに導入された先端設備等のうち一定の要件を満たす償却資産に係る固定資産税を新たに課税される年から3年間ゼロとする特例を受けることが可能なんですけども、鳥取市におきましてはこの3月31日の専決におきまして鳥取市の税条例を改正し、この5年3月31日までの特例期間の延長をさせていただいているところでございます。

特例措置の対象となる設備等につきましてはですけども、販売時期と取得価格等の要件がございます。商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上するということが条件で、それぞれ機械装置等をこのように販売開始された時期が何年以内と、それで最低価格何万円以上というような設定がございます。事業用家屋につきましてもこの対象となるんですけども、新築でなおかつ取得価格の合計額が300万以上の先端設備等、これを新たに建てるその事業家屋の中に設置しないといけないということが条件となっております。それから、事業計画の対象設備にはなるんですけども、ソフトウェアにつきましては固定資産等ありませんので固定資産税の対象外ということで特例措置はないというものです。

はぐっていただきまして14ページですけども、先端設備等導入計画の認定状況ということで、ちょっと先ほど申し上げましたけども、平成30年6月から認定の申請を受けておりますけども、30年度におきまして26件、新規ですけども、それから令和元年度30件、令和2年32件というということで、令和2年度までで88件と。令和3年度に入りまして4件ということで合計92件の、今、新規の認定を受けているところでございます。また、その92件のうち途中で変更の認定がありまして、42件、それを承認しているところでございます。この92件のトータルの設備投資額ですけども、約82億というふうになっております。それから業種別の認定状況ですけども、一番は製造業ですね、43件と、投資額にしまして約42億です。続きまして建設業は22件、それから卸売業・小売業等と続いているものでございます。

関係法令の改正ということですが、この計画期間が2年間延長になるのに伴いまして、各市町村における計画認定の根拠法令でありました生産性向上特別措置法が改正というか、廃止になるんですけども、関係規定が中小企業等経営強化法に移管をされております。昨日、令和3年6月16日の施行をされているものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 ちょっと何かイメージが湧かなくて、業種、製造業が圧倒的に多いということでは分かりました。どういう機械を導入して生産性を向上させるというようなことで、少しちょっとイメージが湧くような話をお願いしたい。それから認定者数は全部で92件なんですけど、これは同じ会社は何件か出されている例があるのかどうなのかというようなところを教えてください。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。まず、それぞれの計画の内容につきましてですけども、製造業につきましては、基本的には生産効率の上がる新しいモデルのものに入れ替えるというようなことで、特に、ある程度人の力ではなくてロボットという、そういうもんを活用したような先端設備を入れるというような計画も見受けられます。それから建設業につきましては主に新しく重機を入れるという、それで生産性を上げるというのが結構多く見受けられます。また、小売業のところでセルフレジを導入するというようなこと、そういったことが主な例というふうに見ておるところでございます。

それからこの計画につきましては事業者が1回、申請ができるということですので92社ということになります。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと教えてください。この業種別の認定状況の中で不動産業、物品賃貸業ですか、認定者数1社ですよね。これはどっち、不動産業のほうなんですか、物品賃貸業のほうですか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。すみません。ちょっとこの1件につきまして内容をちょっと把握、忘れておりますので、またこれ後で報告をさして、どちらかということですかね。はい。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 いや、それでね、特に認定者数1件だけでも、そこは2億4,000万ですよ、金額が。ほかは2社でも100万単位したなら、2社でも2,000、サービス業なんか2社の2,100万とかね。金額的にここだけ跳ね上がるとるんだけど、具体的にはどういった産業なのか、その物品賃貸なのか、それでどういったものを導入されて2億4,000万も認定されたのか、その辺がちょっと知りたかったもので、よろしくお願ひします。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。ちょっと今、この認定のそ

の事業の内容を確認させていただいていますので、また、後で報告させていただきたいと思います。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 支援措置がここには書いてあるんだけど、金額的に言うと82億っていう大変多くの認定の金額の中で、それぞれ申請する事業者については何らかのもちろんメリットがあるわけなんだけど、この支援措置を読む限りは、固定資産税の軽減措置に税制から支援というようなことや、それから、いわゆる資金繰りを支援ということなんで、これは税制措置の優遇措置、それから資金繰り支援については、これはいずれにしても返さなあかん話。それからこの認定業者に対する補助金における優先採択ですね。この補助金というのはその業種によって違うんかも知らんけども、具体的にはどういうことになりますか。その辺りちょっと詳しい話を聞かせてください。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。これにつきましては国のものづくり補助金とか、IT……すみません、ちょっと忘れまして。基本的には製造業につきましてもものづくり補助金、これの採択を受けるときに加点措置があるということで、特にそれが一番メリットということで製造業の方については申請をされているという傾向があると思っています。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 製造業からここに業種別の認定状況っていうのがいろいろあるんですけども、電気、ガスとか卸小売り、だから、みんながみんな補助金の絡みという話では多分ないんじゃないかなと思うんだけども、製造業に関しては確かにたくさんあるんだけども、ほかの業種さんでこれ出すというのは何のメリットがあるのか、その辺りをちょっと教えてやってください。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。やはり事前に申請の問合せをいただくときに、やっぱり固定資産税の減免が受けられということの問合せが多いので、基本的にはやはり固定資産税の減免が受けられるということを経営者と感じられて、この計画をつくられているという事業者が業種を問わず多いというふうに認識をしております。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。米村委員。

◆米村京子委員 すみません。この新規と変更認定とあるんですけども最終的に96件ということで、業種別認定状況ということなんです、これはもう完全に認定されているということですね。それで理解していいでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。そうですね、5月末までに申請を受けて認定をしているものがこの92件ということでございます。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



**新型コロナウイルス感染症対策向け地域経済変動対策基金の申込期間延長について及び新型コロナウイルス関連による中小企業信用保険法の規定による認定状況について（説明・質疑）**

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、引き続きまして新型コロナウイルス感染症対策向け地域経済変動対策基金の申込期間延長についてと、新型コロナウイルス関連による中小企業信用保険法の規定による認定状況について一括して報告お願いいたします。西田課長。

○**西田茂樹企業立地・支援課長** はい。企業立地・支援課西田です。それでは委員会資料のほうのまず15ページのほうから御説明をしたいと思います。この新型コロナの感染症対策向けの地域経済変動対策資金ですけれども、昨年2月14日から取扱いを始めまして、これまでコロナウイルスの感染の終息がこう見えない中、その取扱いの期間の延長を何度かさせていただいてきたものでございます。このたび、また申込期間を9月末までの3か月間、県のほうが延長するというを示しましたので、市としましても3か月延長させていただこうとするものです。

改めまして制度の概要ということでこの融資の対象者につきましては前年同期比の売上げが15パーセント以上減少している法人、それから個人事業主につきましては5パーセント以上減少しているという場合に対象とするものです。この場合に融資期間10年、それから据置期間が最長5年ということで利率が当初5年間ゼロパーセントと、ただし、6年目以降は1.43パーセントという通常の式に戻るというものです。それで保証料につきましては10年間ゼロパーセント、保証人につきましては原則無担保と。それで融資の上限額につきましては3億円としているものです。また、この法人につきましては15パーセント以上ではなくて5パーセント以上15パーセント未満の場合につきましてはゼロパーセントではなくて、当初5年間は0.7パーセントという一部金利負担をいただいているそういった事業です。それで、この融資を受けるにつきましてはセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の1つ認定が必要になるというものです。

それで、この本資金制度に係る本市の負担につきましてはですけども、これ昨年度の補正予算のときにも御説明をさせていただいてきましたけども、預託金につきましては令和2年の9月末までに保証申込みをされた融資分のみ融資をした金融機関に対し、融資残高等に基づいて預け入れをするものですが、これについてはこの延長になることで、同じようにこの預託金は不要だということで延長されます。それで利子補助につきましては、融資から当初5年間、年利0.7パーセント相当の利子を融資した金融機関に対して補助しておりますけども、この0.7パーセントのうちの半分の0.35パーセントにつきましては、県からの補助を受けて金融機関に利子補助をしているものです。この利子補助の制度につきましても延長とさせていただこうとするものです。

それで、期間延長の内容につきましてはですけども、これまで令和3年6月30日までに保証申込み、かつ3年8月31日までに融資実行するものを対象としていましたけども、それぞれ3か月延ばしまして、令和3年9月30日までに保証申込みをされ、かつ11月30日までに融資を実行されるものを対象としたいと考えております。

それから3番のところで融資の実績についてですけども、ちょっとすみません、トータルの合計額を出してなかったんですけども、令和元年度中ですね、令和2年2月、3月におきまして

は75件、約19億ですね。それから昨年度、令和2年度中につきましては4,000件、825億7,200万ほどですね。それから4月に入りまして、4月、5月、本年度につきましては、融資実行件数は198件、融資額は約35億ということで、これまで令和2年の2月以降トータルしまして4,273件、880億ほどの融資を実行しております。この融資実行件数と実行額につきましては、借り換え等の重複をした件数、それから融資実行額となっているものでございます。

それから次の16ページに行きまして、先ほども申し上げました、この融資を受けるのにセーフティネットの認定を受ける必要があるということで、その認定の順をこの企業立地・支援課のほうで行ってきておりますけれども、その6月14日現在の認定状況がこのようになっております。特に上から飲食サービス業につきましては、認定件数につきましては460件ということで、直近1か月の売上げ等の平均減少率が46.5パーセントとなっております。これは今年の2月以降の直近の1か月ということですので、平均するとこのようになるというものです。それから宿泊業が39件と少ないんですけど、直近1か月の売上げの減少で見ると50.7パーセントと。それから件数的に一番多いのは建設業なんですけども、認定件数が960件、直近1か月の売上高の平均減少が53.2パーセントとなっております。それから真ん中辺りですけども、学術研究、専門・技術サービス業というところで165件ということで、直近1か月売上げの減少率は52.5パーセントということで、50パーセントをこかも上回っているというような状況です。

それで下のグラフにもありますけども、各月の認定件数の推移ですけども、今年の5月、6月、7月辺りまでがかなり毎日のように何十件もこう申請を受けてきた状況がありましたけども、年度末である程度落ち着きまして、この3年の1月以降ですね、かなり減ってはきたんですけども、この3年の3月に、当時この資金の取扱いが3月末までということで予定しておりましたので、それが6月末までに延長にはなったんですけども、駆け込みということで、一時的に3月にこのセーフティネットの申請とそれから融資の実行も増えているというような状況です。まだこの期間延長によりまして、今、数は減ってきておりますけども、出てくることも想定されておりますので、引き続きこの認定の業務に当たっていききたいと考えているところであります。以上です。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと教えてください。非常に難しいんですけど、セーフティネット保証の中には4号、5号、それから危機関連という表現になっていますよね。それで4号、5号、危機関連というのはどういった中身が違うんですか。その具体的な中身を教えてください。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。このセーフティネット保証は4号と5号とそれから危機関連というのが、この大きく分ければ2つに分けられるんですけども、4号というのは業種的には全業種を対象としまして、直近の売上げの減少率が20パーセント以上、さらに直近の1か月とその後の2か月の見込みの売上げの減少率がそれぞれ20パーセント以上というような、そういう売上げの減少率によって何号になるかとか、どのセーフティネットを申請するかというようなものがあるんですけども、5号につきましてはちょっと業

種が全てではなくて、その時期によってコロナの影響等によって売上げが落ち込んでいるという業種を国のほうが指定をして、これにつきましては5パーセント以上売上げが減少しているという場合に認定をするというようなものです。危機関連保証につきましても、これもこの売上げが基本的には15パーセント以上落ちているというのがハードルになるもので、このそれぞれ分かれているのは資金枠が4号と5号で1つの枠、さらに危機関連保証を受けることで別枠でさらに融資が受けられるということで、融資は一般の枠、それからこの4号・5号の枠、それから危機関連の枠ということで、融資が多く受けられるというメリットがあるというような、簡単に言えばそういう仕組みになっているものです。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 今日の委員会はいいですけどね、今後の委員会で説明される場合は、例えば今、言われたような、その4号、5号、危機関連って言ったって何のことやら分かりませんが、私は素人ですから。だから、説明資料みたいな形で、参考資料的なものもやっぱりそろえていただいて、その中で説明をしていただく。これ要望ですけど、そういう形に努めていただきたいと思います。それだけ申し上げておきます。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。米村委員。

◆米村京子委員 はい。すみません。米村です。いろいろと貸付けなんかのことで上がっているみたいなんですけども、その場合は従来どおりの保証人とか担保物件というものは出さなきゃいけない状態になっているんでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。制度的には同じように無担保ということで延長になるもので、制度内容としては全く変わらないものです。はい。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 すみません。保証人に対しては、もうこれは当然つくってということでよろしいんでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業・立地支援課西田です。基本的には無担保、無保証ということでお借りいただくものでございます。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 それ無担保、無保証って最初の段階ではなっていますが、今後ずっとそういう無担保、無保証を続けられるということでよろしいのか。すみません。質問の内容足らずで申し訳ありませんでした。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。基本的にもう県のほうとしましては、制度は全く同じのままで延長を3か月するというふうに聞いているところです。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 すみません。それと結局、まず利息を返してから、後から元金を返すっていう形のこともできるわけですよ。それに対して、正直言いましてね、今回こうやっっている

上がってきているんですけども、5年後の経営状態みたいなものはなかなかちょっとこれから先難しいような気がする。そのときに、何か負債があった場合は、これは市が責任を持つみたいな形になるのかどうかということ、ちょっと聞いておきたいかなと思って。すみません。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。市は利子の補助をしているというところで、これのもし返せないというような場合に市が保証するという事はないです。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 それで借りたものを返せない場合は、もうこれは負債としてその会社に残るわけですけど、市がそういうところの件数が多くなった場合のそういうときは、鳥取市はどういう対応されるのか、ちょっと聞いておきたいと思ひまして。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。このコロナ資金につきましては100パーセント国のほうが保証するという制度でございますので、国のほうの保証を受けていただくということで、市のほうはそういった負担とか保証するというのは一切ないものでございます。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 じゃあ、すみません。借りる側にとっては安心して借りたらいいいということでよろしいでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。こういった保証料とか、利率とかをゼロゼロと言っていますけども、極力事業者の負担ないように制度化しているものですので、安心してというか、使っていただいたらいいというふうに思っております。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございます。西田課長。

○西田茂樹企業・立地支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。すみません。先ほどいただきました業種別の認定状況の中での不動産業か物品賃貸業かという、長坂議員さんからの御問合わせで、2億4,000万の投資ということで、これは不動産業に該当する業種で、仮想通貨の運用のためのサーバー等を整備するというもので2億4,000万というものが計画に上がっているというものです。

◆田村繁巳委員長 長坂委員、いいですか。はい。じゃあ、もう一遍確認、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないということですので、以上で経済観光部の審査を終了します。執行部の皆さん、御退席ください。

#### 【農林水産部・農業委員会】

◆田村繁巳委員長 農林水産部・農業委員会の審査に入ります。初めに田中部長に御挨拶をいた

だき、人事異動で替わられた方には自己紹介をお願いいたします。

○田中英利農林水産部長 はい。失礼します。農林水産部長の田中でございます。議案説明に入る前に、今回、4月の人事異動後初めての文教経済委員会でございますので、異動のあった職員から簡単に自己紹介をさせていただきます。まず、私からで、4月の異動までは下水道部に7年間、建設課長を3年、次長を4年ということで、このたび農林水産部長ということで責任の重大さを感じておりますし、毎日が勉強中でございます。先日の本会議のデビューで大変緊張しました。どうかよろしく申し上げます。

○坂本武夫農村整備課長 失礼します。この4月の人事異動で農村整備課長を拝命いたしました坂本です。よろしく申し上げます。

○田中陽一農業委員会事務局長補佐 はい。この4月の異動で農業委員会局長補佐になりました田中です。よろしく申し上げます。

○蔵増達弘農政企画課課長補佐 失礼いたします。この4月の異動で農政企画課課長補佐、拝命いたしました蔵増でございます。どうぞよろしく申し上げます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。

○田中英利農林水産部長 はい。そうしましたら本日の議案説明に移りますが、よろしいですか。議案第79号は一般会計の補正予算で、主なものとしましてはスマート農業機械を導入する農業者に対しまして支援する費用やクレー射撃場近くにありますが切立池及び岩戸漁港のしゅんせつ工事の土量の増加に伴います必要な予算をお願いするものでございます。議案第82号は気高町奥沢見地区の濁水対策事業を推進するために基金条例を制定するもので、議案第95号は令和2年度の一般会計補正予算を専決処分したことの報告及び承認を求めるものでございます。そして報告第3号は令和2年度一般会計予算の繰越報告でございます。その他といたしまして、切立池しゅんせつ工事の入札に関する損害賠償請求事件の経過及び今年4月に発生しました霜・ひょうによる果樹への被害についての報告でございます。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

#### 議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆田村繁巳委員長 それでは議案第79号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いいたします。山川課長。

○山川泰成農政企画課長兼農産物加工センター所長 はい。農政企画課山川でございます。それでは農政企画課の補正予算の概要につきまして御説明をさしあげます。お配りの資料1と事業別概要を御覧いただきたいというふうに思います。資料1は5ページでございます。事業別概要は30ページでございます。まず、農産物加工センター管理運営費ということで40万8,000円の予算をお願いしております。こちらにつきましては香取にあります農産物加工センターの屋根の劣化の進行が見られまして、雨漏りの危険があるということで、そのさび止め修理を

含む塗装の修繕ということで40万8,000円をお願いしていると、雨漏りの防止ということで緊急的に予算をお願いするものでございます。

続きまして共同利用施設整備等事業費52万8,000円の補正をお願いしています。こちらにつきましては昨年度全市的にPCBのグロー調査を行ったところではありますけれども、青谷町の桑原生活改善センターの照明に該当のPCBが見つかったというところで、早期処分のために緊急的に補正予算をお願いするというものでございます。

続きまして事業別概要31ページでございます。事務費としまして、弁護士の報酬ということで493万2,000円の予算をお願いしております。こちらにつきましては、経緯につきましては後ほど報告のほうで説明をさせていただきますが、現在、令和2年、3年の債務負担で行っております切立池しゅんせつ工事の入札をめぐって積算誤りに関する損害賠償請求が起こされております。現在、裁判は継続中ということでございますが、そちらの裁判の弁護士に係る経費ということでお願いをしております。令和2年12月に訴訟が提起されてから弁護士費用等計上してはおりますが、令和2年度以内に解決をしなかったということで、所要の予算について令和3年度もお願いをするというものでございます。この403万2,000円につきましては、弁護士との委託契約に基づいて算出をしております。損害賠償請求額が5,172万2,000円でございます。それに6パーセントを掛けましてプラス138万円を足し、そして消費税を掛けるということで、契約に基づいてこういった上限といえますか、マックスの数字ということで403万2,000円をお願いするものでございます。

続きまして、スマート農業実装加速化促進事業費548万5,000円をお願いしているものでございます。スマート農業関連につきましてはコロナ関係もあって、去年、鳥取市単独で支援を行ってきたところでございますが、こちらの事業につきましては令和3年からスタートした県の新制度でございまして、県・市連携して機械等の導入について支援をしようというものでございます。補助対象者としては鳥取市久末に本拠がある農業法人さんでございます。GPS付トラクター等の導入について支援をするというものでございます。県3分の1、市6分の1の補助率で2分の1の助成をするものでございます。こちらにつきましては申請といえますか、要望、申請、審査、それから県の内示等につきまして年度をまたいで行われたということで、当初予算に計上することができず、このたびの予算でお願いをするというものでございます。

続きまして射撃場管理運営費、事業別概要は32ページでございます。射撃場管理運営費2,150万3,000円をお願いをしております。こちらにつきましては先ほど訴訟の話もございましたが、現在、切立池の鉛弾処理の工事をさせていただいておりますが、この冬にかなり雪が降りまして、それで予定されたしゅんせつの土量がかかなり大幅に増加したということと、凍結防止等に主要の経費がかかったということで、このたび追加の予算をお願いしているものでございます。お配りしています資料2の3ページに少し写真つきで説明を入れさせていただいております。先ほど申し上げましたように、冬季の雪によりましてかなりの増工が発生したということでございます。増工の主な内容としましては、凍結防止対策として保温設備に430万円、それから濁水処理設備の規格の変更ということで2,300万上げておりますが、かなりこの原水槽と言われるものも当初1基しか予定してなかったものを6基設置しなければいけなくなったとか、処

理水槽についても1基の予定が4基設置する必要があったとかいうことで、かなり数量、規格等もちょっと大型化しなければ処理ができないということで、増工部分としては4,000万円の増工というふうになりましたが、当初の契約額とそれから令和3年度お認めいただいた当初予算額合わせて差引き2,150万3,000円をこのたび補正をお願いをするというものでございます。今後の予定としましては、今議会で本予算議決をいただきましたら、速やかに事業者と変更仮契約を締結することとしております。その上で9月議会を予定しておりますが、変更契約につきましては改めて議案を上程させていただいて10月の工期ということで、そこで工事終了ということで、そういったスケジュールで行わせていただきたいというふうに思っているものでございます。農政企画課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

◆田村繁己委員長 山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。それでは林務水産課所管の事業につきまして進めさせていただきたいと思っております。資料1でいきますと6ページになります。林道維持管理事業費でございます。予算書で31ページ、事業別概要で32ページでございます。これにつきましては資料2のほうに、4ページでございますけれども、写真等添付させていただいておりますが、そちらのほうも見ていただければと思います。河原町北村地内におきまして、林道若桜江府線ですけれども、こちらが雪解け水によりまして法面が崩落というものが今年の3月の林道点検のときに見つかっております。通行確保のために早期に修繕をしたいというものでございます。災害復旧の対象とならないものでございますので、林道維持管理事業費にて予算を上げさせていただいております。事業費が517万円でございます。

2点目でございます。漁港施設維持管理事業費でございます。こちらのほうで923万3,000円をお願いしておるところでございます。岩戸漁港でございますけれども、福部町岩戸でございます。冬季波浪によりまして砂が漁港内にかなりたまりまして、しゅんせつ土量が増加したものでございます。当初1,200立米等予定しとったところなんですけれども、3,300立米の追加ということでトータル4,500立米をしゅんせつしたいと考えております。これに伴いまして923万3,000円の増をお願いするところでございます。林務水産課は以上でございます。

◆田村繁己委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 はい。農村整備課坂本です。農村整備課に係る部分について御説明を申し上げます。資料は資料1の7ページを御覧ください。予算書は31ページ、事業概要書は33ページ下段となります。まず、農道管理費ということで補正額12万9,000円を計上させていただいております。これは本年2月議会の当委員会においても御説明をさせていただいております奥沢見地区渇水対策施設の維持管理に係る費用として計上させていただくものでございます。今回計上させていただきます金額は奥沢見地区の渇水対策のための送水管を国交省が整備しましたその送水管を本市で維持管理をするための管理道の周辺の除草等に係る経費ということで計上させていただいております。

続きましてみんなで取り組む農山村保全活動支援事業費、予算書は31ページ、事業概要書は34ページで、あとお手元の資料の2になりますけれども、5ページで説明をさせていただきたいと思っております。この事業は地域貢献に前向きな民間企業と高齢化などにより農業の担い手不足な

どの問題を抱えております農村地域を県と市が協力してマッチングして農業、農村の活性化を図ることを目的としている事業でございます。今回、補助金の返還が生じた事業は、本市の東郷地区と山陰酸素グループが連携して取り組んでおります、とっとり共生の里とうごう事業というものになります。補助事業者は東郷地区むらづくり協議会。事業内容としては東郷地区むらづくり協議会が山陰酸素グループと連携しまして、地域資源の保全管理であるとか、農山村の活性化を図る活動ということになっております。事業期間といたしましては平成29年度～令和3年度、今年度までになりますけれども、この5年間です。補助金額といたしまして活動3年目までは上限60万円、活動4年目以降は30万円、補助率はそれぞれ鳥取県が3分の2、鳥取市が3分の1ということになっております。

補助金の返還に至った経緯についてでございますけれども、令和2年8月31日に東郷むらづくり協議会の会長さんから、本市に提出しております事業の決算報告に疑義が生じた旨の相談があったことに端を発しております。その後、市のほうでも協議会のこの事業を担当しておられた事務担当者に聞き取り等を何回かに分けて行わせていただいた結果、平成30年度、それから令和元年度分について補助金が補助事業以外に使われているということの確認をいたしましたので、返還の手続に移らせていただきました。返還額につきましては2か年分で12万2,761円となりました。うち3分2の8万1,840円を県へ返還することとなるものでございます。この返還に係ることにつきましても補助事業者に対しましては、収支決算等の内部監査を確実に行っていただくということと、あと、総会で承認を得てから本市へ報告していただくということであるとか、あと、帳簿であるとか収支の証拠書類ですね、こういうものをちゃんと整備していただいて事業管理後5年間は保管していただくということを徹底していただくように厳重に注意をいたしましたところでございます。返還のスケジュールといたしましては、7月中に協議会から市へ返還を受け、そのうちの県補助分に対しまして県へ返還することとしております。農村整備課の補正予算に関する案件については以上でございます。

◆田村繁巳委員長 谷口農業委員会事務局長。

○谷口博信農業委員会事務局長 はい。農業委員会事務局谷口です。そうしますと農業委員会事務局所管の補正につきまして説明をさせていただきます。資料1の8ページを御覧ください。予算書は31ページ、事業別概要書は45ページになります。今回は総合農政推進費の中の全国農地ナビ登録費用といたしまして22万円を補正としてお願いをするものです。事業内容ですが、国が導入を推進しております農地情報公開システム、全国農地ナビというものがございませけれども、これは全国の農業委員会が整備しております農地台帳及び農地に関する地図について、インターネットなどでどなたでも見ることができるよう農地法に基づいて、全国一元的なシステムとして整備をされたものですが、昨年度末この農地台帳システムを新たなものに、システム移行とデータ抽出、それと全国農地ナビに登録するデータの農地情報と農地地図のひもづけ作業、これを昨年度末行いまして、この作業が終了いたしましたので、地図データの登録費用を計上し、全国農地ナビの最新化を図るものです。農業委員会事務局からは以上です。

◆田村繁巳委員長 はい、説明は終わりました。



聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手お願いします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議案第 82 号鳥取市気高町奥沢見地区渇水対策事業基金条例の制定について（説明）**

◆**田村繁巳委員長** はい。それでは引き続きまして議案第 82 号鳥取市気高町奥沢見地区渇水対策事業基金条例の制定についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。坂本課長。

○**坂本武夫農村整備課長** はい。議案第 82 号鳥取市気高町奥沢見地区渇水対策事業基金条例の制定についてということで御説明を申し上げます。付議案は 3 ページからとなります。資料 2 の 6 ページで御説明を申し上げたいと思います。はい。本県は本年 2 月議会で御説明申し上げましたということで、先ほど補正予算のほうでも御説明申したとおりでございます。気高町奥沢見地区渇水対策施設の維持管理に係る国からの補助金を今後の維持管理費の財源とするために基金として造成するものです。この経緯につきましては気高町奥沢見地区で国土交通省が鳥取西道路のトンネル工事、内海中常松トンネルの工事を行った際に、奥沢見地区の用水が枯れたということで国交省のほうで、その代替措置ということでトンネルから出る水を送水管で奥沢見地区まで送るというものでございます。これに係る維持管理費につきましては、国交省で補償金という形で補償するというふうに協定しまして、本市が維持管理を行うことになっております。現在、国のほうで補償額の精査を行っておられまして、国から補償額が提示されましたら、本市においても内容であるとか、金額の精査を行いまして、問題がなければ費用負担に関する契約を締結いたしまして、基金のほうに積み立てたいというふうに思っております。以上です。

◆**田村繁巳委員長** 説明は終わりました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議案第 95 号専決処分事項の報告及び承認について（説明）**

◆**田村繁巳委員長** ないようでございますので、続きまして議案第 95 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち本委員会の所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。山口課長。

○**山口真二林務水産課長** 林務水産課山口でございます。議案第 95 号専決処分事項の報告及び承認についてでございます。こちらのほうお手元にあると思います。令和 2 年度一般会計補正予算書というものでございます。左肩のほうに令和 3 年 3 月 31 日専決となつとる分でございます。こちらのほう見ていただければと思います。予算書の 13 ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。下から 2 つ目地方譲与税のうち、森林環境譲与税でございます。歳入の森林環境譲与税の交付額が 3 月に確定したことによる増額でございます。3,000 円をお願いしているところでございます。併せて基金の積立額も増額させていただきたいと思っております。こちらにつきましては 21 ページの一番下でございます。森林経営管理事業費でこちらございまして、

基金への積立てが9月に3,790万7,000円を積み立てておりました、3月確定した額、同じ額でございますけれども、3,790万7,000円を足しましてトータル7,581万4,000円を積み立てということで3,000円の増をお願いするものでございます。林務水産課からは以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい。説明いただきました。

聞き取りにくかった点、用語の確認等ある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、引き続いて報告に入ります。

### 報告第3号繰越明許費繰越計算書について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 報告第3号繰越明許費繰越計算書についてのうち本委員会の所管に属する分の御報告をお願いします。山川課長。

○山川泰成農政企画課長兼農産物加工センター所長 はい。農政企画課山川です。それでは農林水産部の繰越しの関係の説明を順次、御説明をさせていただきたいと思っております。付議案の該当箇所は50ページから52ページの農林水産業費のところ該当箇所でございます。2月議会等で既に説明をさせていただいておりますので内容につきましては省略をさせていただきますが、繰越額が変わったところのみ御説明をさしあげたいというふうに思います。

農政企画課の所管としましては令和2年度雪害園芸施設等復旧対策事業費ということで予算額2,229万7,000円でございます。それで、2月議会で御説明さしあげたときは全額繰越しということで説明させていただきましたが、実際に繰越しが確定しましたのは435万2,140円ということで繰越しを確定しております。こちらにつきまして該当が14事業者を該当というふうに試算しておりましたが、追加、それから中止等の出し入れといたしますか、追加等がございまして最終的には11の事業者になりまして、既に7件につきましては年度内に事業が完了したということで、残り4件分が繰越し相当分ということで435万2,140円を翌年度に繰り越させていただきますということでございます。農政企画課からは以上です。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 はい。農村整備課に関わる部分の説明を申し上げます。50ページの農林水産業費、農業費の下から4事業目ですね、畑地帯総合整備事業から52ページの10事業目までが農村整備課の所管になります。このうち国土調査事業というのは別事業になります。農村整備課の事業ではございません。この事業のうち2月議会時点から金額が変わっておりますのが、50ページの下から3事業目の経営体育成基盤整備事業、こちらは県営事業になりますけれども、2月議会時点に比べまして260万の減となっております。その次の地域ため池総合整備事業、こちらも県営事業の負担金になりますが、こちらは268万2,000円の減となっております。また、特定農業用水管路等特別対策事業、こちらは75万1,000円の減となっておりますし、はぐっていただきまして52ページの9事業目の危険ため池廃止事業、こちらは905万円の減となっております。いずれも2月議会以降、年度末までの事業進捗に伴いまして、事業が進捗したために繰越し事業費が減額となったものでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。林務水産課所管の事業につきまして説明させていただきます。ページでいきますと52ページ、林務水産課所管としては林産業費と水産業費でございますけれども、この中で変更がございましたのは水産業費でございます。漁港施設維持管理事業費でございますけれども、こちらは船磯漁港の照射灯が壊れまして、その補修ということで600万円を繰越しさせていただきますという形をお願いさせていただいておりましたけれども、入札減に伴いまして繰越額が確定したものでございます。もう1つが漁港施設機能保全事業費でございます。こちらにつきましても5,222万3,000円お願いしておったところでございますけれども、2年度の執行額の増額によりまして繰越額が4,397万5,000円と確定したものでございます。

引き続きまして、ページは変わりました60ページお願いしたいと思います。60ページ上段でございます。災害復旧費のうち農林水産業施設災害復旧事業費でございます。令和2年9月の豪雨によりまして農地、農業用施設、林道が被災しました。繰越額は2億8,545万5,000円をお願いしたところでございますけれども、工事の詳細設計が進み、及び入札等による減額があったことから繰越額を1億2,454万9,391円とさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆田村繁巳委員長 はい、御説明いただきました。

それでは委員の皆様、質疑、御意見があればお聞きいたします。ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 切立池しゅんせつ工事の入札に関する損害賠償請求事件の経過について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ない。はい。ないということでございますので、引き続きまして切立池しゅんせつ工事の入札に関する損害賠償請求事件の経過についての御報告をお願いいたします。坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。切立池しゅんせつ工事の入札に関する損害賠償請求事件の経過についてということで資料2の7ページを御覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。本件の経緯等につきましては、昨年12月議会の本委員会でも御報告を申し上げておるところですが、改めて御説明のほうさせていただきたいというふうに思います。また、それとともに、併せて訴訟に関する直近の状況についても御報告させていただきます。切立池浚渫工事は農政企画課からの受託事業といたしまして、農村整備課が設計、積算を行い、令和2年7月28日に入札を行っております。入札参加業者は市内業者が形成した共同企業体8者で、うち1者は入札を辞退しております。それで、入札の結果は調査基準価格と同額で入札した3者のうち、抽選で美穂・桜宮特定建設工事共同企業体が落札をしました。その後、令和2年10月8日に入札に参加した共同企業体の構成員のうち1者から入札結果に不服があるとして損害賠償を求め鳥取地方裁判所へ提訴があったものでございます。提訴理由といたしましては鳥取市の故意又は過失によって直接又は間接に一部の競争入札参加者に対してだけ予定価格及び調査基準価格に関する特別な情報が違法に与えられ、平等に与えられなかった原告が構成員として参加する共同企業体が本件落札者となるべく地位を奪われたとするもので、それに

係る損害賠償額ということで5,172万2,000円を求められたものでございます。

本市といたしましては提訴理由にあるような事実っていうのはありませんので、肅々と損害賠償請求の棄却を求めていくということにしております。裁判のほうは現在それぞれの主張と申しますか、原告、被告の答弁書に対します争点の整理を行うための弁論準備が行われておりまして、これまでに4回実施されております。直近では5月14日に原告第1準備書面に対する被告の反論ということでありましたけども、今度7月9日に第5回が予定されておまして、それらに対する今度は原告側の反論ということが予定されております。それで、補正予算につきましては先ほど御説明を申し上げたとおりです。以上です。

◆田村繁巳委員長 報告いただきました。

委員の皆様から質疑御意見などございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 提訴理由は具体的なあれがちょっとよく分からんものだけども、一部の競争入札参加者に対してだけ予定価格及び調査基準価格に関する特別な情報が違法に与えられたということは、その情報、いわゆるここにある設計金額であったり、調査基準価格っていうものが市の執行部のほうからその業者のほうに提供したと、具体的にはそういうことですか。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。提訴理由としてはそのようになっておりますが、本市からそういったような情報がその関係する業者に故意又は過失によって直接与えたというような事実はないです。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 提訴理由の中に故意又は過失っていうことがあるんで、その故意っていうのは大体分かるんだけど、過失によってというのがちょっとこれがよく理解できんだけど、どういふことなんですか。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。今後の裁判にも影響しますので詳細についてはちょっと詳しいことは差し控えさせていただきますけども、入札の際に積算をするのに積算に誤りがあったのではないかと申すことで業者のほうから指摘がございまして、それに対して全業者に対しまして、積算はそのままやってくださいというような、簡単に言いますと回答しておりますので、全部の業者平等に積算ができておるはずなのでそういった事実はないというふうにしております。はい。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 裁判に影響するっていう話だけでも、積算に誤りがあったわけですか。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 はい。ありました。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 あった。それで、その誤りを全ての業者にその誤りということではなくして、この今、このたびのその構成員の1者か、これについてはそういう誤りが私のところにはこなかったということなんだよね、要するに。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。はい。ここの辺りをどのように言っておられるかというのがちょっと分からないんですけども、鳥取市としましては全ての参加業者さんに同じように情報をお伝えしておりますので、そういった事実はございません。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 最後です。それは文章で配布したの、それとも電話で言ったの。

◆田村繁巳委員長 坂本課長。

○坂本武夫農村整備課長 農村整備課坂本です。ホームページで見られるような状態で公表しております。ファックスでも通知をしております。はい。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 令和3年4月に発生した霜ひょうによる果樹等への被害について（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、引き続きまして令和3年4月に発生した霜ひょうによる果樹等への被害についての御報告をお願いいたします。はい、山川課長。

○山川泰成農政企画課長兼農産物加工センター所長 はい。農政企画課山川でございます。もしましたら報告ということで令和3年4月に発生した降霜及び降ひょうによる果樹等の被害についてということで報告をさせていただきます。資料2の8ページ、一番最後のページですけども、資料を簡単につけております。令和3年4月10日～11日にかけての霜及び4月17日～18日にかけてのひょうによりまして、柿の新芽の枯死や梨の幼果の凍死による結実不良、実をつけないで落ちるといったような状態ですけども、結実不良等の被害が出ております。被害額としては鳥取市として十分ちょっと把握し切れてないところもあるんですけども、県の発表によりますと県下では大体5,200万程度ということで言われております。

本市の被害状況としましては表に記載してあるとおりでありますが、柿、梨、ブドウ、桃等に、鳥取地域、国府、鳥取地域津ノ井とか米里の辺になりますが、国府、河原、青谷と、割と用瀬、佐治というような広範囲にわたってそういった被害が見られたというところでございます。それで、県としましては補助事業といいますか、支援事業を立ち上げるということで表明をされております。それで、補助率等については記載のとおりでございますが、収量の減少がおおむね3割以上というようなことで、対象者等も絞りつつということではございますが、ある程度これで被害を受けた方の要望については対応できるかなというふうに思いますが、鳥取市も県と連携して、協調して支援をしていきたいなというふうに考えているというところでございます。予算化につきましてはできれば9月議会で精査をして上程させていただきたいなというふうに思っているところでございます。そのときにはまた、さらに詳しい情報等をお知らせできるかというふうに思います。ひとまず報告でございます。よろしく申し上げます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。ないようで、西村委員。

◆西村紳一郎委員 防霜ファンの補助やそれから凍結防止ですね、スプリンクラーとか、もう既

に県が出していますね。それは9月の補正でという考えですか。

◆田村繁巳委員長 山川課長。

○山川泰成農政企画課長兼農産物加工センター所長 はい。農政企画課山川でございます。おっしゃられるとおり、9月補正のほうでうちは対応したいと考えております。以上です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので以上で農林水産部・農業委員会の審査を終了いたします。執行部の皆様、御退席ください。

## 【その他】

### 令和3年度議会報告会・意見交換会について

◆田村繁巳委員長 その他といたしまして令和3年度議会報告会意見交換会について話合いをしたいと思います。今日は広報委員会の委員長もおいでになりますので、まず、西村委員長のほうから御説明いただきたいと思います。

◆西村紳一郎委員 はい。それでは田村委員長のほうから御指名でございますので、私のほうが説明をさせていただきます。令和3年度議会報告会・意見交換会については全員協議会で要綱、要領をお示しして説明したところでございます。今回ここで御協議いただきたいのは意見交換会のテーマについてでございます。今年はこの報告会・意見交換会もメインテーマを設けまして開催することとしております。メインテーマは子育てしやすいまちづくりを目指してということでございます。別紙を配っておりますので、それをお目通しいただけたらと思います。タイムスケジュール的に見まして、今定例会のうちに意見交換のテーマを決めていただいて、9月1日発行の議会だよりにより報告会・意見交換会の参加の募集申込みを広報したいということでございますので、この6月の定例会中に意見交換のテーマを1つないし2つ程度決めていただきたいということでございます。決める範囲としましては2月の定例会から予算審査特別委員会の中の審議項目、そして今定例会の補正予算の中から決めていただくということで御検討いただけたらというふうに思います。

別紙をつけておりますけど、左から3行目の令和3年度参考というようなことで示しておりますので、こういうテーマでということになれば子育てしやすいまちづくりに関連するテーマじゃないかなというふうに思いますが、ここは皆さんの議論で御決定いただけたらというふうに思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 はい。ということは常任委員会でテーマを1つ決めなさいと。それも身近な課題、文教経済委員ですから教育委員会にこだわらず経済観光の部分、そして農林水産の部分、それで今日出されているのは一応学校と地域のかかわり合いについてということと、通学路の安全確保について、教育委員会の課題が2つ上がっているけども、これはいつまでに。

◆西村紳一郎委員 これ参考ですけど、これ3つということじゃなくて、その他。

◆田村繁巳委員長 また、皆さんがそれぞれテーマを持ち寄って、それを絞り込めばいいと、それで、今日の段階では初めてのことで、持ち帰っていただいて、次回の委員会でそれを

出してくださいと。でき得れば事務局のほうに、もう既に早めに出してまとめたものを書面で  
お配りしたほうがいいんですかね。そういう方向でいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**田村繁巳委員長** なら、それぞれが次回の常任委員会までに1つ、たくさんじゃなしに、出し  
ていただいて、それを取りまとめていただいて、スムーズに議事進行ができるようにさせてい  
ただくと。それで、その時点で絞り込みという流れでいいですか、スケジュールで。（「メイン  
テーマはあくまでもこれ」と呼ぶ者あり）メインテーマっていうのが、メインテーマはこれで  
いけないといけないな。すみません。じゃあ、メインテーマのところについて西村委員のほう  
から。

◆**西村紳一郎委員** はい。メインテーマは決めていますんで、このメインテーマに沿ったテーマ  
をとということをお願いしたいと思います。

◆**田村繁巳委員長** 子育てしやすいまちづくりを目指してっていうのがメインテーマになります  
ので、それに関連した、沿ったっていうんですか。いうことなんで、今回、教育委員会の2つ  
が上がっていますけど、一応参考ということで、こういうようなイメージということで、要は  
ある程度メインテーマに絞られた内容でということですよ。メインテーマに沿った内容でと  
いうことですよ。はい。御理解いただけました。御理解いただけました。分からなかったら  
それぞれの、また、広報委員のメンバーの方、各会派におられると思いますのでよくお聞きし  
て、1つだけ絞り込んだやつを、1つだけに絞って、たくさん出さないように、1つだけ絞り  
込んだやつを事務局中川、橋本、どちらでも結構ですので……（「いつまでに出しましょう」と  
呼ぶ者あり）次に絞り込むんでしょう、次の委員会で。ですから、次の委員会に間に合うよう  
に。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆**田村繁巳委員長** それでは以上で全ての日程を終了しましたので文教経済委員会を閉会します。  
次回は6月25日に議案の審査を行うのでよろしく願いいたします。

午後2時37分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

文教経済委員長

# 文教経済委員会日程

(議案説明・陳情審査)

日時：令和3年6月17日(木) 10:00～

場所：7階 第2委員会室

## 教育委員会

### ◎議案【説明】

議案第79号 令和3年度鳥取市一般会計補正予算(第2号) 【所管に属する部分】

議案第89号 工事請負契約の締結について

議案第92号 工事請負契約の変更について

議案第93号 工事請負契約の変更について

議案第94号 和解について

議案第95号 専決処分事項の報告及び承認について 【所管に属する部分】

### ◎陳情【質疑・討論・採決】

<新規>

令和3年陳情第4号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情

### ◎報告

報告第3号 繰越明許費繰越計算書について 【所管に属する部分】

報告第9号 専決処分事項の報告について

報告第10号 専決処分事項の報告について



**経済観光部**（教育委員会終了後）

◎議案【説明】

議案第 79 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

議案第 80 号 令和 3 年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号）

◎報告

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

SDGs 未来都市の選定について

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の計画期間延長について

新型コロナウイルス感染症対策向け地域経済変動対策資金の申込期間延長について

新型コロナウイルス関連による中小企業信用保険法の規定による認定状況について

**農林水産部・農業委員会**（経済観光部終了後）

◎議案【説明】

議案第 79 号 令和 3 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】

議案第 82 号 鳥取市気高町奥沢見地区湧水対策事業基金条例の制定について

議案第 95 号 専決処分事項の報告及び承認について【所管に属する部分】

◎報告

報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

切立池浚渫工事の入札に関する損害賠償請求事件の経過について

令和 3 年 4 月に発生した霜雹による果樹等への被害について

**その他**（農林水産部・農業委員会終了後）

令和 3 年度議会報告会・意見交換会について